



発行新 潟 県号外1令和 4 年 3 月 29 日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 1 新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例(ICT推進課)
- 2 新潟県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 4 新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例(法務文書課)
- 5 新潟県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例(市町村課)
- 6 法人の県民税の特例に関する条例等の一部を改正する条例(税務課)
- 7 新潟県県税条例の一部を改正する条例(税務課)
- 8 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例(総務事務センター)
- 9 新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(県民生活課)
- 10 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例の一部を改正する条例(男女平等社会推進課)
- 11 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例(消防課)
- 12 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(消防課)
- 13 新潟県保健所条例の一部を改正する条例(福祉保健総務課)
- 14 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例(創業・イノベーション推進課)
- 15 新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例(畜産課)
- 16 新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(農地計画課)
- 17 新潟県盛土等の規制に関する条例(用地・土地利用課)
- 18 新潟県附属機関設置条例等の一部を改正する条例(都市政策課)
- 19 新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例(建築住宅課)
- 20 手数料の納入義務者の利便性の向上を図るための関係条例の整備に関する条例(出納局管理課)
- 21 新潟県農林水産物のブランド化推進に関する条例 (議事調査課)
- 22 新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議事調査課)
- 23 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例(警務課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第1号)

- 1 手続等における情報通信技術の利用
 - 申請等に係る手数料の納付について、情報通信技術を利用する方法であって県の執行機関等が定めるものをもってすることができることとしました。(第4条関係)
- 2 添付書面等の省略
 - 他の条例等において申請等に際して添付することが規定されている県の執行機関等が定める書面等について、 県の機関が、県の執行機関等が定める措置により当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は 参照することができる場合には、添付することを要しないこととしました。(第8条関係)
- 3 情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正
 - 情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策その他の情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是

正を図るために必要な施策を講ずることとしました。(第9条関係)

4 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第3号)

1 育児休業又は部分休業をすることができない職員の範囲の見直し

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、引き続き在職した期間が1年未満である非常勤職員について も、育児休業又は部分休業をすることができることとしました。(第2条及び第25条関係)

- 2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等
 - (1) 任命権者は、妊娠又は出産等を申し出た職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととしました。(第28条の2関係)
 - (2) 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないこととしました。(第28条の3関係)
- 3 施行期日
 - この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇法人の県民税の特例に関する条例等の一部を改正する条例 (新潟県条例第6号)

1 法人の県民税(法人税割)の税率の特例措置を講ずる期間の延長 法人の県民税(法人税割)の税率について、100分の1とするところを一定の要件を満たす法人等を除 き100分の1.8とする特例措置を講ずる期間を、令和9年3月31日まで延長することとしました。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県県税条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第7号)

1 法人の事業税の税率の改正

令和4年度税制改正に伴い、法人の事業税の税率を改めることとしました。(第31条及び附則第17条関係)

2 不動産取得税に関する規定の整備

令和4年度税制改正に伴い、不動産取得税の申告に関する規定の整備を行うこととしました。(第39条、第43条、第45条及び第46条関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例(新潟県条例第8号)

1 未成年の子に関する経過措置

民法の改正により成年年齢が引き下げられたことに伴い、遺族年金の加給の原因となる未成年の子がある場合における経過措置に関する規定を設けることとしました。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(新潟県条例第9号)

1 目的

この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに県及び自転車利用者の責務 並びに県民等の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を定 めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して 暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、国、市町村、自転車利用者、県民等と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとすることとしました。 (第4条関係)

3 自転車利用者の責務

自転車利用者は、自転車が車両であることを認識し、道路交通法その他の関係法令を遵守するとともに、自 転車を安全で適正に利用しなければならないこととし、自転車の利用に係る交通事故の防止に関する知識の習 得に努めなければならないこととしました。(第5条関係)

4 県民の役割

県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとすることとしました。(第6条関係)

5 自転車損害賠償責任保険等への加入

自転車利用者(未成年者を除く。)、保護者、事業者及び自転車貸付業者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないこととしました。(第17条関係)

6 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第10号)

1 相談体制等の見直し

男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談体制等の見直しをすることとしました。(第22条関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県保健所条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第13号)

1 所管区域の変更

基幹統計である人口動態統計、医療施設統計、患者統計及び国民生活基礎統計に関する保健所の事務の所管 区域を変更することとしました。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第14号)

1 手数料の新設

機器の設置に伴い、試験等の種類及び手数料の算定の単位を改正することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例(新潟県条例第15号)

1 趣旨

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の規定による認定を受けた畜舎建築利用計画に係る畜舎等に対する畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の規定に基づく災害危険区域内における建築に関する制限、同令第35条の規定に基づく敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加及び敷地等と道路との関係についての制限の付加並びに同法、同令及びこの条例に基づく事務に係る手数料の徴収については、この条例の定めるところによることとしました。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第16号)

1 負担金の徴収方法の改正

国営土地改良事業に係る施設について突発事故被害の復旧を併せ行う場合の負担金の支払期間は、当該事業 及び当該突発事故被害の復旧の全てが完了した年度の翌年度の初日から起算することとしました。(第4条関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県盛土等の規制に関する条例 (新潟県条例第17号)

1 目的

この条例は、盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、 もって県民の安全の確保に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 盛十等の許可

盛土等を行おうとする者は、一定の要件を満たす盛土等を除き、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならないこととしました。(第7条関係)

3 土砂等搬入禁止区域の指定

知事は、盛土等区域において盛土等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該盛土等区域を、6月を超えない範囲内で期間を定めて、土砂等搬入禁止区域として指定することができることとしました。(第24条関係)

4 土砂等の搬入の禁止

何人も、一定の要件を満たす場合を除き、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならないこととしました。(第25条関係)

5 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

6 施行期日

この条例は、令和4年7月1日から施行することとしました。

◇新潟県附属機関設置条例等の一部を改正する条例 (新潟県条例第18号)

1 附属機関の統合

新潟県屋外広告物審議会を新潟県景観審議会に統合することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年7月1日から施行することとしました。

◇手数料の納入義務者の利便性の向上を図るための関係条例の整備に関する条例(新潟県条例第20号)

1 手数料の納入義務者の利便性の向上を図るための関係条例の整備 収入証紙により納めなければならない手数料について、キャッシュレス決済による納付を可能にするため、

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県農林水産物のブランド化推進に関する条例 (新潟県条例第21号)

1 目的

この条例は、県産農林水産物のブランド化に関し、基本理念を定め、県の責務並びに生産者、関係団体及び 事業者の役割等を明らかにするとともに、県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策の基本となる事項 を定めることにより、本県における農林水産業の持続的な発展を図り、地域経済の活性化はもとより、県民が 誇りと愛着を持つことのできる地域社会の実現に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

関係する41の条例の規定のうち手数料の納入方法に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、ブランド化推進基本方針を定めるとともに、ブランド化推進基本方針に基づき、 県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるものとすることとしました。(第4条関係)

3 県推進ブランド品目

県は、ブランド品目のうち、県産農林水産物全体の付加価値を高める牽引役として、県推進ブランド品目を 定めるとともに、県産農林水産物の需要を喚起するため、市町村、生産者、関係団体及び事業者と連携し、県 推進ブランド品目に係る商品の開発、国内外への多様な販路の開拓及び魅力に関する情報の発信その他必要な 施策を戦略的に推進するものとすることとしました。(第12条関係)

4 連携協力体制の整備

県は、県産農林水産物のブランド化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、生産者、関係団体、事業者、有識者等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するとともに、生産者、関係団体及び事業者に対し、県産農林水産物のブランド化の推進について必要な助言、指導その他の支援を行うものとすることとしました。(第14条関係)

5 公表

知事は、毎年度、県産農林水産物のブランド化の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表することとしました。(第15条関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (3) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例
- (6) 法人の県民税の特例に関する条例等の一部を改正する条例
- (7) 新潟県県税条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例
- (9) 新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
- (10) 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県保健所条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例
- (15) 新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例
- (16) 新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟県盛土等の規制に関する条例
- (18) 新潟県附属機関設置条例等の一部を改正する条例
- (19) 新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (20) 手数料の納入義務者の利便性の向上を図るための関係条例の整備に関する条例
- (21) 新潟県農林水産物のブランド化推進に関する条例
- (22) 新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例
- (23) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例 令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県条例第1号

新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年新潟県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下本則において「移動条等」という。)に 対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下本則において「移動後条等」とい う。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合 には当該移動条等(以下本則において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しな い場合には当該移動後条等(以下本則において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、削除条等並びに別表の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に

徬

(目的)

関する条例

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政 の推進等に関する法律(平成14年法律第151号) の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政 の推進について、電子情報処理組織を使用する方 法その他の情報通信技術を利用する方法により手 続等を行うために必要となる事項を定めることに より、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに 行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的 とする。

ΤĒ

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形<u>その他の</u>人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
 - (6)~(10) (略)
 - (11) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は 保存することをいう。
 - (12) (略)

(情報システムの整備等)

- 第3条 県は、情報通信技術を利用して行われる手 続等に係る情報システム(以下「情報システム」 という。)を整備しなければならない。
- 2 県は、前項の規定による情報システムの整備に 当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼 性を確保するために必要な措置を講じなければな

 改
 正
 前

 新潟県行政手続等における情報通信の技術の

(目的)

利用に関する条例

第1条 この条例は、<u>県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し</u>、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、<u>県民</u>の利便性の向上<u>を図るとともに、</u>行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(6) \sim (10) (略)

- (11) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し<u>又は</u>保存することをいう。
- (12) (略)

らない。

3 県は、第1項の規定による情報システムの整備 に当たっては、これと併せて、当該情報システム を利用して行われる手続等及びこれに関連する県 の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直し を行うよう努めなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例 等の規定において書面等により行うことその他の その方法が規定されているものについては、当該 条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定める ところにより、県の執行機関等が定める電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。)とその手続等の 相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線 で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により 行われた申請等については、当該申請等<u>に関する</u> 他の条例等の規定に規定する<u>方法</u>により行われた ものとみなして、<u>当該条例等その他の</u>当該申請等 に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた申請等は、<u>当該申請等を受ける</u>県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。
- 4 <u>申請等のうち</u>当該申請等に関する他の条例等の 規定に<u>おいて</u>署名等をすること<u>が規定されている</u> ものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法 により行う場合には、当該署名等については、当 該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織 を使用した個人番号カード(行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定 する個人番号カードをいう。第8条において同じ。) の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置 であって県の執行機関等が定めるものをもって<u>代</u> えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の 規定において収入証紙をもってすることその他の 手数料の納付の方法が規定されているものを第1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う 場合には、当該手数料の納付については、当該条 例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使 用する方法その他の情報通信技術を利用する方法 であって県の執行機関等が定めるものをもってす ることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認を するべき事情がある場合、申請等に係る書面等の

(電子情報処理組織による申請等)

- 第3条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。
- 2 前項の<u>規定</u>により行われた申請等については、 当該申請等<u>を書面等により行うものとして規定した申請等に関する</u>条例等の規定に規定する<u>書面等</u>により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の<u>規定</u>により行われた申請等は、<u>同項の</u> 県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達 したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

うちにその原本を確認する必要があるものがある 場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難 又は著しく不適当と認められる部分がある場合と して県の執行機関等が定める場合には、県の執行 機関等が定めるところにより、当該申請等のうち 当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用 する。この場合において、第2項中「行われた申 請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規 定により前項の規定を適用する部分に限る。以下 この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定に<u>おいて</u>書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、<u>県の執行機関等が定める</u>電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の県の執行機関等が定める方式による表示をする場合に限る。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により 行われた処分通知等については、当該処分通知等 に関する他の条例等の規定に規定する方法により 行われたものとみなして、当該条例等その他の当 該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた処分通知等は、<u>当該</u>処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人 確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係 る書面等のうちにその原本を交付する必要がある ものがある場合その他の当該処分通知等のうちに 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により 行うことが困難又は著しく不適当と認められる部 分がある場合として県の執行機関等が定める場合 には、県の執行機関等が定めるところにより、当 該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、 前各項の規定を適用する。この場合において、第 2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行わ

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第4条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。
- 2 前項の<u>規定</u>により行われた処分通知等については、当該処分通知等<u>を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する</u>条例等の規定に規定する<u>書面等</u>により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の<u>規定</u>により行われた処分通知等は、<u>同</u> <u>項の</u>処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルへの記録がされた時に当 該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、県の機関は、当該処分 通知等に関する他の条例等の規定により署名等を することとしているものについては、当該条例等 の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにす る措置であって県の執行機関等が定めるものをも って当該署名等に代えることができる。

れた処分通知等(第5項の規定により前項の規定 を適用する部分に限る。以下この項から第4項ま でにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例 等の規定において書面等により行うことが規定さ れているもの(申請等に基づくものを除く。)につ いては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執 行機関等が定めるところにより、当該書面等に係 る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項 を記載した書類により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書 類により行われた縦覧等については、当該縦覧等 に関する他の条例等の規定により書面等により行 われたものとみなして、当該条例等その他の当該 縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

- 第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例 第6条 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関 等の規定において書面等により行うことが規定さ れているものについては、当該条例等の規定にか かわらず、県の執行機関等が定めるところにより、 当該書面等に係る電磁的記録により行うことがで きる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等につい ては、当該作成等<u>に関する他の</u>条例等の規定に<u>よ</u> <u>り</u>書面等により行われたものとみなして、<u>当該条</u> 例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を 適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の 規定において署名等をすることが規定されている ものを第1項の電磁的記録により行う場合には、 当該署名等については、当該条例等の規定にかか わらず、氏名又は名称を明らかにする措置であっ て県の執行機関等が定めるものをもって代えるこ とができる。

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記 事項証明書その他の県の執行機関等が定める書面 等であって当該申請等に関する他の条例等の規定 において当該申請等に際し添付することが規定さ れているものについては、当該条例等の規定にか かわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行 う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの 利用その他の措置であって当該書面等の区分に応 じ県の執行機関等が定めるものにより、直接に、 又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等に より確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参 (電磁的記録による縦覧等)

- 第5条 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関 する他の条例等の規定により書面等により行うこ ととしているもの(申請等に基づくものを除く。) については、当該条例等の規定にかかわらず、県 の執行機関等が定めるところにより、書面等の縦 覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録 されている事項又は当該事項を記載した書類の縦 覧等を行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、 当該縦覧等を書面等により行うものとして規定し た縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等 により行われたものとみなして、当該縦覧等に関 する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

- する他の条例等の規定により書面等により行うこ ととしているものについては、当該条例等の規定 にかかわらず、県の執行機関等が定めるところに より、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る 電磁的記録の作成等を行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた作成等については、 当該作成等を書面等により行うものとして規定し <u>た作成等に関する</u>条例等の規定に<u>規定する</u>書面等 により行われたものとみなして、当該作成等に関 する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の場合において、県の機関は、当該作成 等に関する他の条例等の規定により署名等をする こととしているものについては、当該条例等の規 定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措 置であって県の執行機関等が定めるものをもって 当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 別表の左欄に掲げる条例の同表の中欄に掲 げる規定に基づく手続等については、それぞれ同 表の右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

<u>照することができる場合には、添付することを要</u> しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格 差の是正)

第9条 県は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、障害の有無等の心身の状態、地理的な制約、経済的な状況その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

(市町村との連携)

第10条 県は、市町村との連携及び協力により、情報通信技術を活用した行政の推進を図るよう努めるものとする。

(<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>に関する状況の公表)

第11条 知事は、電子情報処理組織を使用する方法 により行うことができる県の機関に係る申請等及 び処分通知等その他この条例の規定による<u>情報通</u> <u>信技術を活用した行政の推進</u>に関する状況につい て、インターネットの利用その他の方法により<u>随</u> 時公表するものとする。

第12条 (略)

(手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 県は、県の機関に係る手続等における情報 通信の技術の利用の推進を図るため、情報化の進 展状況等を勘案し、情報システムの整備その他必 要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報 通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確 保するよう努めなければならない。
- 3 県は、県の機関に係る手続等における情報通信 の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の 簡素化又は合理化を図るよう努めなければならな い。

(<u>手続等に係る電子情報処理組織の使用</u>に関する 状況の公表)

第9条 知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第10条 (略)

<u>別表</u> (第7条関係)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

2 職員の旅費に関する条例(昭和30年新潟県条例第58号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対

応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前	
(旅費の請求手続)			(旅費の請求手続	∄)		

第14条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 第1項の請求書又は資料の提出については、新 潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例(平成16年新潟県条例第83号)第4条の規定 は、適用しない。

7 (略)

第14条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 第1項の請求書又は資料の提出については、新 潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する条例 (平成16年新潟県条例第83号) 第3条 の規定は、適用しない。

7 (略)

(新潟県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

3 新潟県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年新潟県条例 第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語
の意義は、当該各号に定めるところによる。	の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) \sim (9) (略)	$(1) \sim (9) \qquad (略)$
(10) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記	(10) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記
録に記録されている事項を交付し、若しくは提	録に記録されている事項を交付し、若しくは提
出し、又は提供することをいう。ただし、 <u>新潟</u>	出し、又は提供することをいう。ただし、 <u>新潟</u>
県情報通信技術を活用した行政の推進に関する	<u>県行政手続等における情報通信の技術の利用に</u>
条例(平成16年新潟県条例第83号)第2条第8	関する条例(平成16年新潟県条例第83号)第2
号に規定する申請等として行われるものを除く。	条第8号に規定する申請等として行われるもの
	を除く。
(11) (略)	(11) (略)

新潟県条例第2号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例(平成12年新潟県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

		改	正		Ź			改	正		前	j	
別:	別表(第3条関係)					別表 (第3条関係)							
	(1)~	~(3) (略)				(1)~(3) (略)							
	(4)	産業労働部関係	系				(4)	産業労働部関係	系				
		対象となる	名称	区分	金額			対象となる	名称	区	分	金 額	
		事務						事務					
	(略	各)		•	,		(H	各)					
	4	電気工事士	電気		1件につき		4	電気工事士	電気			1件につき	
		法施行令第	工事		2,700円			法施行令第	工事			2,100円	
		5条の規定	士免					5条の規定	士免				
		に基づく電	状書					に基づく電	状書				
		気工事士免	換え					気工事士免	換え				
		状の書換え	手数					状の書換え	手数				
			料						料				
	(略)						(H	各)					
L	(4)の2~(9) (略)						(4) 0	$2 \sim (9)$	佫)				
	7/4 Bil												

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第3号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年新潟県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「削除号細目」という。)を削り、同表 の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。) が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合に は当該改正部分を削る。

(育児休業をすることができない職員)

員は、次に掲げる職員とする。

- (1)~(3) (略)
- (4) 任期及び勤務日の日数を考<u>慮して人事委員会</u> 規則で定める非常勤職員

(部分休業をすることができない職員)

- 員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) (略)
 - (2) 勤務日の日数及び1日の勤務時間を考慮して 人事委員会規則で定める非常勤職員(地方公務 員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の 職を占める職員を除く。)

第28条 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合に おける措置等)

- 第28条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対 し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産 したことその他これに準ずる事実を申し出たとき は、当該職員に対して、育児休業に関する制度そ の他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認 の請求に係る当該職員の意向を確認するための面 談その他の措置を講じなけ<u>ればならない。</u>
- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をし たことを理由として、当該職員が不利益な取扱い を受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職 員は、次に掲げる職員とする。

- (1) \sim (3) (略)
- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員 (人事委 員会規則で定めるものを除く。)
 - ア 引き続き在職した期間が1年に満たない非 常勤職員
 - イ 任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員 会規則で定める非常勤職員

(部分休業をすることができない職員)

- 第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職 第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職 員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) (略)
 - (2) 次のいずれかに該当する非常勤職員(地方公 務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務 の職を占める職員を除く。)
 - ア 引き続き在職した期間が1年に満たない非 常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び1日の勤務時間を考慮し て人事委員会規則で定める非常勤職員

第28条 (略)

第28条の3 任命権者は、育児休業の承認の請求が 円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置 を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

前

新潟県条例第4号

新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例

新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

正

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) (略)
 - (1)の2 個人識別符号 個人情報の保護に関す る法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に 規定する個人識別符号をいう。
 - (1)の3 要配慮個人情報 本人の人種、信条、 社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害 を被った事実その他本人に対する不当な差別、 偏見その他の不利益が生じないようにその取扱 いに特に配慮を要するものとして個人情報の保 護に関する法律施行令(平成15年政令第507号) 第2条に規定する記述等が含まれる個人情報を いう。
 - (2) \sim (8) (略)
 - (9) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

(他の法令等との調整等)

- 第51条 第2章、第3章及び第7章の規定は、次に 掲げる個人情報については、適用しない。
 - (1) 統計法 (平成19年法律第53号) 第2条第6項 に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定 する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる 個人情報その他の同法<u>第52条各号に掲げる</u>個人 情報
 - (2) (略)
- 2 · 3 (略)
- 4 第3章の規定は、第1項の規定により第2章、 第3章及び第7章の規定を適用しないこととされ る保有個人情報のほか、法律の規定により個人情 報の保護に関する法律第5章第4節の規定を適用 しないこととされる保有個人情報については、適 用しない。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

正

- (1) (略)
- (1)の2 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個</u> 人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58 号)第2条第3項に規定する個人識別符号をい う。
- (1)の3 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号)第4条</u>に規定する記述等が含まれる個人情報をいう。
- $(2) \sim (8)$ (略)
- (9) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

(他の法令等との調整等)

- 第51条 第2章、第3章及び第7章の規定は、次に 掲げる個人情報については、適用しない。
 - (1) 統計法 (平成19年法律第53号) 第2条第6項 に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定 する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる 個人情報その他の同法<u>第52条第1項に規定する</u> 個人情報
 - (2) (略)
- 2 · 3 (略)
- 4 第3章の規定は、第1項の規定により第2章、 第3章及び第7章の規定を適用しないこととされ る保有個人情報のほか、法律の規定により<u>行政機</u> 関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章 の規定を適用しないこととされる保有個人情報に ついては、適用しない。

新潟県条例第5号

新潟県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例

新潟県行政書士試験手数料条例(平成12年新潟県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の額)	(手数料の額)
第2条 手数料の額は、 <u>1万400円</u> とする。	第2条 手数料の額は、 <u>7,000円</u> とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

前

新潟県条例第6号

法人の県民税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

第1条 法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部 分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正 後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

報

改 īF. 後

(法人税割の税率の特例)

改

(法人税割の税率の特例)

第2条 昭和50年8月1日から<u>令和9年3月31日</u>ま での間に開始する各事業年度分の法人税割の税率 は、県税条例第22条の規定にかかわらず、100分 の1.8とする。

(中小法人等に対する不均一課税)

- 第3条 県内に事務所又は事業所を有する法人のう ち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下 のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保 険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互 会社を除き、地方税法(昭和25年法律第226号) 第24条第6項において法人とみなされるものを含 む。)であつて、かつ、法人税割の課税標準となる 法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事 業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して 計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分 の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除し た金額とする。
- 2 前項の場合において、地方税法第52条第2項第 1号及び第2号に掲げる法人の資本金の額又は出 資金の額は、それぞれこれらの号に定める日(同 項第1号に掲げる法人で同法第53条第1項の法人 税法(昭和40年法律第34号)第71条第1項(同法 第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)に 規定する申告書を提出する義務があるもの及び地 方税法第52条第2項第2号に掲げる法人にあつて は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)で 定める日) 現在における資本金の額又は出資金の 額による。
- 3 2以上の都道府県において事務所又は事業所を 有する法人の第1項の法人税額は、地方税法第57 条第1項の規定により関係都道府県に分割される 前の法人税額によるものとする。
- 4 事業年度(法人税法第72条に規定する1事業年 4 事業年度(法人税法第72条に規定する1事業年

第2条 昭和50年8月1日から平成34年3月31日ま での間に開始する各事業年度分の法人税割及び平 成34年3月31日までの間に開始する各連結事業年 度(法人税法(昭和40年法律第34号)第15条の2 に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)分の 法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかか わらず、100分の1.8とする。

TE.

(中小法人等に対する不均一課税)

- 第3条 県内に事務所又は事業所を有する法人のう ち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下 のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保 険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互 会社を除き、地方税法(昭和25年法律第226号) 第24条第6項において法人とみなされるものを含 む。)であつて、かつ、法人税割の課税標準となる 法人税額又は個別帰属法人税額(地方税法第23条 第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額を いう。以下同じ。)が年1,000万円以下のものに対 する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税 割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割 額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算 した額に相当する額を控除した金額とする。
- 2 前項の場合において、地方税法第52条第2項第 1号から第3号までに掲げる法人の資本金の額又 は出資金の額は、それぞれこれらの号に定める日 (同項第1号に掲げる法人で同法第53条第1項の 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定 が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提 出する義務があるもの及び地方税法第52条第2項 第2号に掲げる法人にあつては、地方税法施行令 (昭和25年政令第245号)で定める日)現在にお ける資本金の額又は出資金の額による。
- 3 2以上の都道府県において事務所又は事業所を 有する法人の第1項の法人税額又は個別帰属法人 税額は、地方税法第57条第1項の規定により関係 都道府県に分割される前の法人税額又は個別帰属 法人税額によるものとする。

度とみなした事業年度開始の日以後6月の期間を含む。)が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

度とみなした事業年度開始の日以後6月の期間を含む。)又は連結事業年度が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該事業年度又は当該連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

前

5 (略)

5 (略)

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後

(法人の県民税の不均一課税)

- 第2条の2 知事は、事業用家屋を新設し、又は増設した法人に対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分の法人の県民税の法人税割(法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。)第2条の規定の適用を受けるものに限る。)について、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。
 - (1) 増加雇用者数が10人未満となる事業用家屋を 新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を 事業の用に供した日の属する事業年度開始の日 から3年以内
 - (2) 増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を 新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を 事業の用に供した日の属する事業年度開始の日 から6年以内

(法人の県民税の不均一課税)

改

第2条の2 知事は、事業用家屋を新設し、又は増設した法人に対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割(法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。)第2条の規定の適用を受けるものに限る。)について、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

正

- (1) 増加雇用者数が10人未満となる事業用家屋を 新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を 事業の用に供した日の属する事業年度<u>又は連結</u> 事業年度開始の日から3年以内
- (2) 増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を 新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を 事業の用に供した日の属する事業年度<u>又は連結</u> 事業年度開始の日から6年以内

前

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例(平成20年新潟県条例第16号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後

(法人の県民税の不均一課税)

(法人の県民税の不均一課税)

第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意 基本計画(同項の規定による同意が令和5年3月 31日までに行われ、かつ、当該同意の日の属する 年度において、県が地域経済牽引事業の促進によ る地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条 の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省 令第94号。以下「省令」という。)第1条で定める 地方公共団体に該当するものに限る。以下同じ。) の同意の日(以下「同意日」という。)から令和5 第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意 基本計画(同項の規定による同意が令和5年3月 31日までに行われ、かつ、当該同意の日の属する 年度において、県が地域経済牽引事業の促進によ る地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条 の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省 令第94号。以下「省令」という。)第1条で定める 地方公共団体に該当するものに限る。以下同じ。) の同意の日(以下「同意日」という。)から令和5 年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地 域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特 に資するものとして主務大臣が定める基準に適合 することについて主務大臣の確認を受けたものに 限る。以下同じ。)のうち規則で定める基準に適合 するものに係る法第14条第2項に規定する承認地 域経済牽引事業計画(以下「承認地域経済牽引事 業計画」という。)に定められた施設又は設備を構 成する法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第 23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条 第1項に規定する承認地域経済牽引事業者(以下 「承認地域経済牽引事業者」という。)であって規 則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業 の用に供した日の属する事業年度開始の日から3 年以内に終了する各事業年度分の法人の県民税の 法人税割(法人の県民税の特例に関する条例(昭 和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」とい う。)第2条の規定の適用を受けるものに限る。)に ついて、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第 10号。以下「県税条例」という。)第22条及び特例 条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する 税率から、同条に規定する税率から県税条例第22 条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1 を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均 一の課税をすることができる。

年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地 域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特 に資するものとして主務大臣が定める基準に適合 することについて主務大臣の確認を受けたものに 限る。以下同じ。)のうち規則で定める基準に適合 するものに係る法第14条第2項に規定する承認地 域経済牽引事業計画(以下「承認地域経済牽引事 業計画」という。)に定められた施設又は設備を構 成する法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第 23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条 第1項に規定する承認地域経済牽引事業者(以下 「承認地域経済牽引事業者」という。)であって規 則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業 の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年 度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分 又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割 (法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新 潟県条例第29号。以下「特例条例」という。)第2 条の規定の適用を受けるものに限る。)について、 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以 下「県税条例」という。)第22条及び特例条例第2 条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、 同条に規定する税率から県税条例第22条に規定す る税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得 た税率を控除して得た税率により不均一の課税を することができる。

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)

第4条 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

 改 正 後
 改 正 前

(法人の県民税の不均一課税)

第1条の2 知事は、認定事業者のうち地域再生法 第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成 27年総務省令第73号) 第2条第1号に規定する取 得価額の要件を満たす特定業務施設(法第17条の 2第1項第1号に掲げる事業(以下「移転型事業」 という。)又は同項第2号に掲げる事業(以下「拡 充型事業」という。)のうち県外から移転して整備 するものとして規則で定める基準に適合するもの に係るものに限る。)の用に供する減価償却資産(以 下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設 した法人(規則で定める要件を満たす者に限る。) に対し、当該特別償却設備を事業の用に供した日 の属する事業年度開始の日から3年以内に終了す る各事業年度分の法人の県民税の法人税割(法人 の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条 例第29号。以下「特例条例」という。)第2条の規 定の適用を受けるものに限る。)について、新潟県 県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「県 (法人の県民税の不均一課税)

第1条の2 知事は、認定事業者のうち地域再生法 第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成 27年総務省令第73号) 第2条第1号に規定する取 得価額の要件を満たす特定業務施設(法第17条の 2第1項第1号に掲げる事業(以下「移転型事業」 という。)又は同項第2号に掲げる事業(以下「拡 充型事業」という。)のうち県外から移転して整備 するものとして規則で定める基準に適合するもの に係るものに限る。)の用に供する減価償却資産(以 下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設 した法人(規則で定める要件を満たす者に限る。) に対し、当該特別償却設備を事業の用に供した日 の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から 3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業 年度分の法人の県民税の法人税割(法人の県民税 の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号。 以下「特例条例」という。)第2条の規定の適用を 受けるものに限る。)について、新潟県県税条例(平 税条例」という。)第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例、第2条の規定による改正後の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例、第3条の規定による改正後の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例及び第4条の規定による改正後の新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。
- 3 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の県民税については、第1条の規定による改正前の法人の県民税の特例に関する条例、第2条の規定による改正前の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例、第3条の規定による改正前の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例及び第4条の規定による改正前の新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

新潟県条例第7号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後 改 正 前

(法人の課税標準の区分経理)

第30条 (略)

- 2 次の各号に掲げる事業のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、 それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。
 - (1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業
 - (2) 電気供給業 (次号に掲げる事業を除く。)、<u>導</u>管ガス供給業、保険業及び貿易保険業
 - (3) 電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業 等及び特定卸供給事業

(4) 特定ガス供給業

(法人の事業税の税率等)

- 第31条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業 (法第72条の24の2第1項(収入割の課税標準の 算定の方法)に規定するガス供給業をいう。以下 同じ。)、保険業及び貿易保険業を除く。第5項に おいて同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に 掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める金額とする。
 - (1) 法第72条の2第1項第1号イ(事業税の納税 義務者等)に掲げる法人(受託法人を除く。) 次 に掲げる金額の合計額

ア・イ (略)

ウ <u>各事業年度の所得に100分の1を乗じて得</u> た金額 (法人の課税標準の区分経理)

第30条 (略)

- 2 次の各号に掲げる事業のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、 それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業
 - (2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、<u>ガ</u>ス供給業(法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。以下同じ。)、保険業及び貿易保険業
 - (3) 電気供給業のうち小売電気事業等<u>(法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下同じ。)</u>、発電事業等<u>(同号に規定する発電事業等をいう。以下同じ。)</u>及び特定卸供給事業(同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下同じ。)

(法人の事業税の税率等)

- 第31条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。<u>第4項</u>において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
 - (1) 法第72条の2第1項第1号イ(事業税の納税 義務者等)に掲げる法人(受託法人を除く。) 次 に掲げる金額の合計額

ア・イ (略)

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって 各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ず る同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金 額を合計した金額 (2) • (3) (略)

- 2 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び 特定卸供給事業を除く。)、<u>導管ガス供給業</u>、保険 業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業 年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額と する。
- 3 (略)
- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲 げる金額の合計額とする。
 - (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じ て得た金額
 - (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗 じて得た金額
 - (3) <u>各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を</u> 乗じて得た金額
- 5 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる法人以外の法人 各事業年度の 所得に100分の7を乗じて得た金額

(不動産取得税の課税標準の特例に係る申告)

第39条 (略)

2 前項前段又は同項後段の申告がなかった場合に おいても、当該住宅の取得が法第73条の14第1項 又は第3項(不動産取得税の課税標準の特例)に 規定する要件に該当すると認められるときは、前 項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の 規定を適用することができる。

-		
	各事業年度の所得のうち年	100分の0.4
	400万円以下の金額	
	各事業年度の所得のうち年	100分の0.7
	400万円を超え年800万円以	
	下の金額	
	各事業年度の所得のうち年	100分の1
	800万円を超える金額	

(2) • (3) (略)

2 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び 特定卸供給事業を除く。)、<u>ガス供給業</u>、保険業及 び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度 の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 (略)

- 4 他の2以上の都道府県において事務所又は事業 所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資 金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対す る事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次 の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定 める金額とする。
 - (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 (受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額
 - <u>ア</u> 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗 じて得た金額
 - <u>イ</u> 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を 乗じて得た金額
 - <u>ウ</u> 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得 た金額

(2) (略)

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 各事業年度 の所得に100分の7を乗じて得た金額

(不動産取得税の課税標準の特例に係る申告)

第39条 (略)

(不動産の取得に係る申告又は報告)

第43条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得 の日から60日以内に、別に知事が定めるところに より、次に掲げる事項を当該不動産の所在市町村 長を経由して、知事に申告しなければならない。 ただし、当該不動産の取得について、当該期間内 に不動産登記法(平成16年法律第123号)第18条 の規定により表示に関する登記又は所有権の登記 の申請をした場合(同法第25条の規定により当該 申請が却下された場合を除く。)は、この限りでな V١.

 $(1) \sim (4)$ (略)

- 2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動 産取得税の賦課徴収について必要があると認める ときは、不動産を取得した者に、別に知事が定め るところにより、同項各号に掲げる事項を当該不 動産の所在市町村長を経由して、申告させること ができる。
- 3 法第73条の4から法第73条の7まで(用途によ る不動産取得税の非課税等)の規定に該当する者 は、前2項の規定によって提出すべき申告書に当 該不動産の取得に対し不動産取得税を課されない ことを証明するに足る権限ある機関の証明書その 他の書類を添付しなければならない。

<u>4</u> (略)

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等 の通知)

第45条 市町村長は、法第73条の18第4項 (不動産 取得税の賦課徴収に関する申告書又は報告書の送 付等)の規定によって送付又は通知をする場合に おいては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録 された価格、固定資産課税台帳登録後における当 該不動産の状況の変化その他当該不動産の価格の 決定について参考となるべき事項を別に知事が定 めるところによって併せて知事に通知するものと する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取 得税の減額)

第46条 (略)

2 前項前段又は同項後段の申告がなかった場合に おいても、当該土地の取得が法第73条の24第1項 から第3項まで(住宅の用に供する土地の取得に 対する不動産取得税の減額)に規定する要件に該 当すると認められるときは、前項の規定にかかわ らず、同条第1項から第3項までの規定を適用す ることができる。

(ゴルフ場利用税の税率の特例等)

第51条 次に掲げるゴルフ場の利用に対して課する │ 第51条 次に掲げるゴルフ場の利用に対して課する

(不動産の取得に係る申告又は報告)

第43条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得 の日から60日以内に、別に知事が定めるところに より、次に掲げる事項を当該不動産の所在市町村 長を経由して、知事に申告しなければならない。

 $(1) \sim (4)$ (略)

2 法第73条の4から法第73条の7まで(用途によ る不動産取得税の非課税等)の規定に該当する者 は、前項の規定によって提出すべき申告書に当該 不動産の取得に対し不動産取得税を課されないこ とを証明するに足る権限ある機関の証明書その他 の書類を添付しなければならない。

<u>3</u> (略)

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等 の通知)

第45条 市町村長は、法第73条の18第3項(不動産 取得税の賦課徴収に関する申告書又は報告書の送 付等) の規定によって送付又は通知をする場合に おいては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録 された価格、固定資産課税台帳登録後における当 該不動産の状況の変化その他当該不動産の価格の 決定について参考となるべき事項を別に知事が定 めるところによって併せて知事に通知するものと する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取 得税の減額)

第46条 (略)

(ゴルフ場利用税の税率の特例等)

ゴルフ場利用税の税率は、当該利用について別に 利用料金の定めがあり、かつ、当該利用料金が通 常の利用料金に比較して5分の1以上軽減されて いる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、 同項に規定する税率の2分の1の率とする。

(1) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26 条第1項に規定する<u>国民スポーツ大会</u>のゴルフ 競技に準じて取り扱うことが適当である競技会 で別に知事が定めるものに参加する選手(職業 としてゴルフをする者を除く。)がゴルフ競技と してゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用

(2) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(種別割の課税免除)

第64条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第2号から第5号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(3) (略)

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条 の規定により公安委員会の指定を受けた指定自 動車教習所の設置者又は管理者が所有し、かつ、 専らその教習生の教習の用に供する自動車

(5) (略)

2 (略)

第67条 学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスで知事の承認を受けたものに対して課する種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、第65条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

附則

(法人の事業税の税率の特例)

第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当 する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係 る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次 ゴルフ場利用税の税率は、当該利用について別に 利用料金の定めがあり、かつ、当該利用料金が通 常の利用料金に比較して5分の1以上軽減されて いる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、 同項に規定する税率の2分の1の率とする。

(1) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26 条第1項に規定する<u>国民体育大会</u>のゴルフ競技 に準じて取り扱うことが適当である競技会で別 に知事が定めるものに参加する選手(職業とし てゴルフをする者を除く。)がゴルフ競技として ゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用

(2) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(種別割の課税免除)

第64条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第2号から 第4号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1) \sim (3) (略)

(4) (略)

2 (略)

第67条 次の各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、第65条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバス
- (2) 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第99条 の規定により公安委員会の指定を受けた指定自 動車教習所の設置者又は管理者が所有し、かつ、 専らその教習生の教習の用に供する自動車
- 2 (略)

附則

(法人の事業税の税率の特例)

第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当 する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係 る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次 の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める金額とする。

- (1) (略)
- (2) 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、<u>導管ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額
- (3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業 <u>次に掲げる法人の区</u>分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ (略)

- (4) 特定ガス供給業次に掲げる金額の合計額ア各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
 - <u>イ</u> 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を 乗じて得た金額
 - <u>ウ</u> 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32 を乗じて得た金額
- 2 (略)

第22条 第67条第1項に規定する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前3条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率及び前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める金額とする。

- (1) (略)
- (2) 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、<u>ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額
- (3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業<u>に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次</u>に定める金額とする。

ア・イ (略)

2 (略)

(自動車税の種別割の課税免除の特例)

- 第19条の5 第67条第1項第2号に該当する自動車 で知事の承認を受けたものに対しては、平成31年 度から平成33年度までの各年度分の自動車税の種 別割に限り、これを課さない。
- 2 前項の規定による知事の承認を受けようとする 者は、その事由が発生した日から7日以内に、別 に知事が定める申請書を知事に提出しなければな らない。
- 第22条 第67条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前3条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率及び前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第一号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第64条第1項及び第67条第1項の改正、附則第19条の5を削る改正並びに附則第22条第1項の改正並びに 附則第5項の規定 令和4年4月1日
 - (2) 第51条第1項第1号の改正 令和5年1月1日
 - (3) 第43条及び第45条の改正並びに附則第4項の規定 改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日 (事業税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の新潟県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 3 新条例第39条第2項及び第46条第2項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税 について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第43条及び第45条の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して 課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお 従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。 (この条例の失効)
- 6 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

新潟県条例第8号

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例 (新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年新潟県条例第40号)の一部を次のように改正する

報

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後		改	正	前	
附則	附	則			
第18条 (略)	第18条	(略)			
(民法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措					
置)					
第19条 民法の一部を改正する法律(平成30年法律					
第59号)の施行の日(次項において「平成30年民					
法改正法施行日」という。)の前日において第51条					
第1項の規定による遺族年金について第55条第2					
項及び第3項の規定による加給の原因となる未成					
年の子がある場合における当該子に対する同項の					
規定の適用については、同項中「未成年の子」と					
あるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」					
と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の					
子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」とする。					
2 平成30年民法改正法施行日の前日において未成					
年の子について給与事由が生じている第51条第1					
項の規定による遺族年金に係る当該子に対する同					
項、第53条、第56条及び第62条第1項の規定の適					
用については、第51条第1項中「未成年の子」と					
あるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」					
と、「、成年の子」とあるのは「、20歳以上の子(婚姻」よりの場と滞ってよるようとも、第52条 第52条					
姻した20歳未満の子を含む。)」と、第53条、第56 条第2号及び第60条第1項第4号中「成年の子」					
条第3号及び第62条第1項第4号中「成年の子」 とあるのは「20歳以上の子(婚姻した20歳未満の					
<u>子を含む。)」とする。</u>					

(新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例(昭和51年新潟県条例第32号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

	改	正	後		改	正	前
附	則			附	則		

(遺族年金の年額に係る加算の特例)

- 第8条 退職年金条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、その年額に、当該各号に<u>定める</u>額を加えるものとする。
 - (1) 扶養遺族(退職年金条例第55条第3項に規定

(遺族年金の年額に係る加算の特例)

- 第8条 退職年金条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号の一に該当する場合には、その年額に、当該各号に<u>掲げる</u>額を加えるものとする。
 - (1) 扶養遺族(退職年金条例第55条第3項に規定

する扶養遺族をいう<u>。次号において同じ</u>。)である子が2人以上ある場合 23万6,300円

(2) 扶養遺族である子が1人ある場合 13万5,000円

(3) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

する扶養遺族をいう。)である子<u>(18歳以上20歳</u> 未満の子にあつては重度障害の状態にある者に 限る。)が2人以上ある場合 23万6,300円

(2) 扶養遺族である子<u>(前号に規定する子に限る。)</u>が1人ある場合 13万5,000円

(3) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金について第2条の規定による改正前の新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例附則第8条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例第55条第3項及び第2条の規定による改正後の新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例(以下「新昭和51年退職年金条例等改正条例」という。)附則第8条第1項の規定の適用については、新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例第55条第3項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」と、新昭和51年退職年金条例等改正条例附則第8条第1項第1号中「である子」とあるのは「である子(18歳以上20歳未満の子(婚姻した子を除く。)にあつては重度障害の状態にある者に限る。)」と、同項第2号中「である子」とあるのは「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。

新潟県条例第9号

新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第11条)
- 第2章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等(第12条-第16条)
- 第3章 自転車損害賠償責任保険等への加入等(第17条-第19条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに県及び自転車利用者の 責務並びに県民等の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項 を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心 して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 自転車 道路交通法 (昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
 - (2) 自転車利用者 道路(法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)において自転車を利用する者をいう。
 - (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
 - (4) 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
 - (5) 学校 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
 - (6) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全で適正な利用に関する活動を行う団体をいう。
 - (7) 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
 - (8) 自転車貸付業者 自転車の貸付けを業とする者をいう。
 - (9) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、自転車利用者、県民等がそれぞれの責務又は役割を果たすと ともに、相互に連携し、及び協力しながら自転車が関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図ることを旨 として行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、自転車利用者、県民等と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする
- 2 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育、広報及び啓発を行うものとする。 (自転車利用者の責務)
- 第5条 自転車利用者は、自転車が車両(法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)であることを認識し、 法その他の関係法令を遵守するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。
- 2 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。 (県民の役割)
- 第6条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の 安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
- 2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努める ものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する技能及び知識を習得させるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるもの

とする。

- 2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校の長の役割)

第9条 学校の長は、その学校の児童、生徒又は学生が、自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、 必要な交通安全教育の実施に努めるものとする。

(関係団体の役割)

- 第10条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
- 2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努 めるものとする。

(市町村への協力等)

- 第11条 県は、市町村がその区域の実情に応じた自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を策定し、及び 実施するために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。
- 2 県は、県民、事業者、関係団体等が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組を促進するため、情報 の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第2章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等

(自転車小売業者の情報提供等)

- 第12条 自転車小売業者は、当該自転車小売業者から自転車を購入しようとする者又は当該自転車小売業者に自 転車の点検、整備若しくは修理を依頼しようとする者(以下「自転車購入者等」という。)に対し、自転車の安 全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。
- 2 自転車小売業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力する よう努めるものとする。

(自転車貸付業者の情報提供等)

- 第13条 自転車貸付業者は、当該自転車貸付業者から自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。
- 2 自転車貸付業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力する よう努めるものとする。

(自転車の点検及び整備)

- 第14条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は 事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。
- 2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければ ならない。

(乗車用ヘルメットの着用の推奨)

第15条 県及び関係団体は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を推奨するため、情報の提供及び啓発を行 うものとする。

(道路環境の整備)

第16条 県は、国及び市町村と連携し、歩行者及び自転車が安全に通行することができるよう、必要な道路環境の整備に努めるものとする。

第3章 自転車損害賠償責任保険等への加入等

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

- 第17条 自転車利用者 (未成年者を除く。)は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、 当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられてい るときは、この限りでない。
- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- 3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への

加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなけれ ばならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加 入しているときは、この限りでない。

新

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

- 第18条 自転車小売業者は、自転車の販売又は点検、整備若しくは修理をするときは、当該自転車購入者等に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 2 自転車小売業者は、当該自転車購入者等が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その従業者のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の事業者について準用する。
- 5 自転車貸付業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車 損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供等)

- 第19条 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者及び関係団体と連携し、自転車損害賠償 責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講 ずるものとする。
- 2 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に 関する情報を提供するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第17条及び第18条の規定は、同年10月1日から施行する。

新潟県条例第10号

新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例(平成14年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(相談の申出)	(相談の申出)
第22条 (略)	第22条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応ず	3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応ず
るため、相談体制の整備その他の必要な措置を講	るため、 <u>男女平等推進相談員を置く</u> ものとする。
<u>ずる</u> ものとする。	
4 (略)	4 (略)

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第11号

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

と ・ ・	正 後	l		 正	前			
別表 (第2条関係)	ш. (д	딘	表 (第2条関係)	ш.	1313			
(1)・(2) (略)		(1) • (2) (略)						
	対験等に係る手数料		(3) 製造保安責任者	試験等に係	ス毛粉料			
手数料を納めなけ	手数料の額		手数料を納めなけ	手 数				
ればならない者	丁 奴 们 切 识		ればならない者	丁 数	. 11 V) fig			
(略)			(略)					
5 製造保安責任	1		5 製造保安責任					
者試験を受けよ			者試験を受けよ					
1 うとする者			うとする者					
(1) 乙種化学責	1 件につき11,600円(情報		(1) 乙種化学責	1 仲にへき	き9,300円(情報通			
任者免状に係	通信技術を活用した行政の		任者免状に係		5 <u>9,300円</u> (情報題 舌用した行政の推			
る製造保安責	推進等に関する法律(平成		る製造保安責		古用した11政の振 する法律(平成14			
任者試験	14年法律第151号)第6条第		任者試験		51号) 第 6 条第 1			
1上石 时侧尺	1項の規定により同項に規		1上日 时间尺		こより同項に規定			
	定する電子情報処理組織を				青報処理組織を使			
	使用して受験願書を提出す				険願書を提出する			
	る場合(以下「電子情報処				下「電子情報処理			
	理組織により受験願書を提				の受験願書を提出			
	出する場合」という。)にあ				という。)にあっ			
	っては、11,100円)			ては、8,8				
(2) 丙種化学責	1件につき10,300円(電子		(2) 丙種化学責		<u>**・・・・</u> / き8,700円(電子情			
任者免状に係	情報処理組織により受験願		任者免状に係		戦により受験願書			
る製造保安責	書を提出する場合にあって		る製造保安責		る場合にあっては、			
任者試験	は、9,800円)		任者試験	8,200円)				
(3) 乙種機械責	1件につき11,600円(電子		(3) 乙種機械責		き9,300円(電子情			
任者免状に係	情報処理組織により受験願		任者免状に係	報処理組約	世界			
る製造保安責	書を提出する場合にあって		る製造保安責	を提出する	る場合にあっては、			
任者試験	は、11,100円)		任者試験	8,800円)				
(4) 第2種冷凍	1件につき11,600円 (電子		(4) 第2種冷凍	1件につき	き <u>9,300円</u> (電子情			
機械責任者免	情報処理組織により受験願		機械責任者免	報処理組織	畿により受験願書			
状に係る製造	書を提出する場合にあって		状に係る製造	を提出する	る場合にあっては、			
保安責任者試	は、 <u>11,100円</u>)		保安責任者試	<u>8,800円</u>)				
験			験					
(5) 第3種冷凍	1件につき10,300円 (電子		(5) 第3種冷凍	1件につき	き <u>8,700円</u> (電子情			
機械責任者免	情報処理組織により受験願		機械責任者免	報処理組織	畿により受験願書			
状に係る製造	書を提出する場合にあって		状に係る製造	を提出する	る場合にあっては、			
保安責任者試	は、 <u>9,800円</u>)		保安責任者試	8,200円)				
験			験					
6 販売主任者試			6 販売主任者試					
験を受けようと			験を受けようと					
する者			する者					
(1) 第1種販売	1件につき9,000円(電子情		(1) 第1種販売		き <u>7,900円</u> (電子情			
主任者免状に	報処理組織により受験願書		主任者免状に		能により受験願書			
係る販売主任	を提出する場合にあっては、		係る販売主任	を提出する	る場合にあっては、			

				.—	4-	A
号 外	1	포듀	澙	旦	조 년	令和4年3月29日(火)
つ バ	I .	利	/7mJ	गर	+IX	$\mathbf{n} \mathbf{n} \mathbf{n} \mathbf{n} \mathbf{n} \mathbf{n} \mathbf{n} \mathbf{n} $

者試験	8,500円)	者試験	7,400円)
(2) 第2種販売	1件につき <u>7, 200円</u> (電子情	(2) 第2種販売	1 件につき <u>6, 200円</u> (電子情
主任者免状に	報処理組織により受験願書	主任者免状に	報処理組織により受験願書
係る販売主任	を提出する場合にあっては、	係る販売主任	を提出する場合にあっては、
者試験	6,700円)	者試験	5,700円)
(4) (略)		(4) (略)	

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第12号

新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成12年新潟県条例第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	正	後			改	正		前		
別表	(第2条関係)				別	表 (第2条関係)					
手	芸数料を納めなけ	手 数	料の	額		手数料を納めなけ	手	数	料	\mathcal{O}	額
わ	ばならない者					ればならない者					
	(略)					(略)	•				
7	法第35条の6					7 法第35条の6					
	第1項の認定を					第1項の認定を					
	受けようとする					受けようとする					
	者					者					
	(1) • (2) (略)	(略)				(1)・(2) (略)	(略)				
	(3) 認定を受け	1件につき	98,	000円		(3) 認定を受け	1 件に	つき		110	,000円
	ようとする者					ようとする者					
	が販売契約を					が販売契約を					
	締結している					締結している					
	一般消費者等					一般消費者等					
	の数が1万戸					の数が1万戸					
	以上の場合					以上の場合					
	(略)					(略)					
9	法第37条の2	1件につき、	1万5,00	<u>00円</u> に		9 法第37条の2	1 件に	つき	<u>. 17</u>	万7,0	<u>00円</u> に
	第1項の許可を	変更に係る見	片蔵施設 (又は特		第1項の許可を	変更に	係る	貯蔵	施設	又は特
	受けようとする	定供給設備の	の数を乗	じた額		受けようとする	定供給	設備	の数	を乗	じた額
	者					者					
	(略)					(略)					
18	8 液化石油ガス	1 件につき2				18 液化石油ガス					(情報
	設備士試験を受	通信技術を消				設備士試験を受	通信技				
	けようとする者	推進等に関っ				けようとする者					(平成
		14年法律第1									6条第
		1項の規定に									項に規
		定する電子					定する				
		使用して受験					使用し				
		る場合にあっ	っては、 <u>2</u>	22, 700				にあ	って	は、	20, 900
		<u>円</u>)					<u>円</u>)				

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第13号

新潟県保健所条例の一部を改正する条例

新潟県保健所条例(昭和63年新潟県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	· (kh o h pp k)]	+	· (kh o h pp h)		
長第				別	表第			
項	所 掌 事 務	保健所	所管区域		項	所 掌 事 務	保健所	所管区域
		の名称					の名称	
(略	子)				(日	各)		
3	統計法(平成19年法	新発田	新発田市		3	(1) 食品衛生法(昭和	村上保	村上市
	律第53号)第2条第4	保健所	村上市			22年法律第233号)	健所	岩船郡
	項に規定する基幹統計		阿賀野			の施行に関する事務	新発田	新発田市
	である人口動態統計、		市 胎内			(2) 理容師法(昭和22	保健所	阿賀里
	医療施設統計、患者統		市 北蒲			年法律第234号)及		市胎
	計及び国民生活基礎統		原郡 岩			び新潟県理容師法施		市 北蒲
	計に関する事務		船郡			行条例(平成11年新		原郡
		新津保	五泉市			潟県条例第54号)の	新津保	五泉市
		健所	東蒲原郡			施行に関する事務	健所	東蒲原郡
		三条保	三条市			(3) 興行場法(昭和23	三条保	三条市
		健所	加茂市			年法律第137号)の	健所	加茂市
			燕市西			施行に関する事務		燕市 🏻
			蒲原郡			(4) 旅館業法(昭和23		蒲原郡
			南蒲原郡			年法律第138号)の		南蒲原郡
		長岡保	長岡市			施行に関する事務	長岡保	長岡市
		健所	柏崎市			(5) 公衆浴場法(昭和	健所	小千谷市
		VC/21	小千谷市			23年法律第139号)		見附記
			見附市			の施行に関する事務		三島郡
			三島郡			(6) 化製場等に関する	魚沼保	魚沼市
			刈羽郡			法律(昭和23年法律	健所	
		南魚沼	十日町市			第140号) の施行に	南魚沼	南魚沼市
		保健所	魚沼市			関する事務	保健所	南魚浴
		VK (Æ)/)	南魚沼			(7) クリーニング業法		郡
			市南魚			(昭和25年法律第	十日町	十日町市
			沼郡 中			207号)及び新潟県	保健所	中魚浴
			魚沼郡			クリーニング業法施		郡
		上越保	上越市			行条例(平成11年新	柏崎保	柏崎市
		健所	糸魚川市			潟県条例第56号)の	健所	刈羽郡
		W 1/1	妙高市			施行に関する事務	上越保	上越市
		/4- \mbs / \pi				(8) 狂犬病予防法(昭	健所	妙高市
		佐渡保	佐渡市			和 25 年 法 律 第 247	糸魚川	糸魚川市
		健所				号)の施行に関する	保健所	
						事務 (9) 美容師法(昭和32)	佐渡保	佐渡市
						年法律第163号)及	健所	
						び新潟県美容師法施		
						行条例(平成11年新		
						11条例(平成11年制 潟県条例第57号)の		
						施行に関する事務		
]				(10) 水道法(昭和32		

- (14) 公害健康被害 の補償等に関する法 律(昭和48年法律第 111号)の施行に関 する事務
- (15) 新潟県小規模 水道条例(昭和33年 新潟県条例第9号) の施行に関する事務
- (16) 新潟県動物の愛 護及び管理に関する 条例(昭和52年新潟 県条例第9号)の施 行に関する事務
- (17) 新潟県プール条 例(平成18年新潟県 条例第66号)の施行 に関する事務

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第14号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例(昭和48年新潟県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

	Ş	改 正	後			Ę		正	前
]表(第2条	関係)		別	表(第2条	関係)		
	試験、	検査等の種類	手数料の算定の単			試験、	検査等の種	重類	手数料の算定の単
			位						位
1	(略)				1	(略)			
	(3)	ア 機器による				(3)	ア機器	による	
分	機	定性分析又は			分	機	定性分	析又は	
析	器	定量分析			析	器	定量分	析	
	分	(ア)~(カ) (略)	(略)			分	(७) ∼ (カ) (略)	(略)
	析	(キ) ガスクロ				析	(キ) ガ	スクロ	
		マトグラフ					マト	グラフ	
		質量分析					質量	分析	
		a·b (略)	(略)				a • l) (略)	(略)
		<u>c</u> 加熱脱	<u>"</u>						
		<u>着法</u>							
		<u>d</u> (略)	(略)				<u>c</u>	(略)	(略)
		<u>e</u> (略)	(略)				<u>d</u>	(略)	(略)
		<u>f</u> (略)	(略)				<u>e</u>	(略)	(略)
		(ク)~(コ) (略)	(略)				(ħ) ~ (コ) (略)	(略)
		(略)					(略)		
(附	各)				(用	各)			
備考	(略)			備考	(略	.)		

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第15号

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例 (趣旨)

第1条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下「法」という。)第3条第1項の認定を受けた畜舎建築利用計画に係る畜舎等に対する畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。)第34条の規定に基づく災害危険区域内における建築に関する制限、省令第35条の規定に基づく敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加及び省令第48条第3項の規定に基づく敷地等と道路との関係についての制限の付加並びに法、省令及びこの条例に基づく事務に係る手数料の徴収については、この条例の定めるところによる。

(定義)

- **第2条** この条例において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。
 - (都市計画区域及び準都市計画区域外の畜舎等に対する適用除外等)
- 第3条 次に掲げる畜舎等については、第6条の規定は適用しない。
 - (1) 都市計画区域及び準都市計画区域外の畜舎等
 - (2) 省令第48条第2項の規定による認定を受けた畜舎等
 - (3) 第6条に規定する畜舎等で知事が避難又は通行の安全上支障がないと認めたもの
- 2 前項第3号の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認定の申請をしなければ ならない。

(災害危険区域内の建築の制限)

- 第4条 新潟県建築基準条例(昭和47年新潟県条例第13号)第6条第1項第1号の災害危険区域内において居室を有する畜舎等を建築する場合は、当該畜舎等の基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上に堅固な構造とし、かつ、当該畜舎等の居室を直接地滑り、土石流又は雪崩の危険のある傾斜地に面して設けてはならない。ただし、当該畜舎等の敷地の状況又は防護施設若しくは防止施設の設置の状況により安全上支障がない場合は、この限りでない。
- 2 新潟県建築基準条例第6条第1項第2号の災害危険区域内において居室を有する畜舎等を建築する場合は、 当該畜舎等の基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上に堅固な構造とし、かつ、当該畜 舎等の居室を直接崖(勾配が30度を超える傾斜地をいう。次条において同じ。)に面して設けてはならない。た だし、当該畜舎等の敷地の状況又は防護施設若しくは防止施設の設置の状況により安全上支障がない場合は、 この限りでない。

(崖付近の畜舎等)

第5条 高さ5メートルを超える崖に近接する畜舎等を、崖の上に建築する場合は崖の下端と、崖の下に建築する場合は崖の上端と、当該畜舎等との間にその崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、堅固な地盤又は擁壁を設けたもの等で安全上支障がない場合は、この限りでない。

(大規模畜舎等の敷地と道路との関係)

第6条 延べ面積(同一敷地内に2以上の畜舎等がある場合は、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える畜舎等の敷地は、道路に6メートル(当該道路の幅員が6メートル以上である場合は、4メートル)以上有効に接しなければならない。

(市町村の条例との関係)

第7条 省令第34条、第35条又は第48条第3項の規定に基づき市町村が条例を定めた場合にあっては、当該条例 の規定に相当するこの条例の規定は、適用しない。ただし、当該条例が法の目的を十分に達し難いと知事が認めて告示した場合は、この限りでない。

(認定の手数料)

第8条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。

	手数料を納めなければならない者	手数料の額					
1	法第3条第1項の規定により畜舎建築利用計画の認定の申請をしようとする	1 件につき	8,000円				
1	当						
2	法第4条第1項の規定により畜舎建築利用計画の変更の認定の申請をしよう	1 件につき	4,000円				
Ş	とする者						
3	法第6条第2項ただし書の規定により仮使用の認定の申請をしようとする者	1 件につき	120,000円				
4	省令第48条第2項の規定により建築の認定の申請をしようとする者	1 件につき	27,000円				

5 第3条第2項の規定により敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係 1件につき る認定の申請をしようとする者

27,000円

(手数料の納入)

第9条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。

2 既に納めた手数料は、還付しない。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第16号

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和33年新潟県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後 部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 īF 後 正 前 (負担金の徴収方法)

第4条 (略)

2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金 に係る前項の元利均等年賦支払においては、その 支払期間は、当該事業が完了した年度(当該事業 によって生じた施設で当該事業が完了するまでの 間において農林水産大臣が管理しているものにつ き国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧 又は突発事故被害の復旧(以下「災害復旧等」と いう。)を併せ行う場合は、当該事業及び当該災害 復旧等の全てが完了した年度) の翌年度の初日か ら起算して、土地改良法施行令(昭和24年政令第 295号。以下「政令」という。)第52条第1項第1 号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年(据 置期間3年を含む。)、その他の事業にあつては17 年(据置期間2年を含む。)とし、利率は、土地改 良法施行令第52条の2等の農林水産大臣の定める 率 (平成28年3月農林水産省告示第906号) に規 定する率(以下「農林水産大臣の定める率」とい う。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、 当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払 の支払期間は、当該各号に定める年度の初日から 起算する。

(略) $(1) \sim (4)$

 $3 \sim 5$ (略)

(負担金の徴収方法)

第4条 (略)

2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金 に係る前項の元利均等年賦支払においては、その 支払期間は、当該事業が完了した年度(当該事業 によって生じた施設で当該事業が完了するまでの 間において農林水産大臣が管理しているものにつ き国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧 を併せ行う場合は、当該事業及び当該災害復旧の 全てが完了した年度)の翌年度の初日から起算し て、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。 以下「政令」という。)第52条第1項第1号の2及 び第5号に掲げる事業にあつては15年(据置期間 3年を含む。)、その他の事業にあつては17年(据 置期間2年を含む。)とし、利率は、土地改良法施 行令第52条の2等の農林水産大臣の定める率(平 成28年3月農林水産省告示第906号) に規定する 率(以下「農林水産大臣の定める率」という。)と する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該 各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支 払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算 する。

 $(1) \sim (4)$ (略) $3 \sim 5$ (略)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第17号

新潟県盛土等の規制に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 盛土等の許可等(第7条-第23条)
- 第3章 土砂等搬入禁止区域(第24条-第26条)
- 第4章 雑則 (第27条-第31条)
- 第5章 罰則(第32条-第37条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を 図り、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着している物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法 律第137号) 第2条第1項に規定する廃棄物を除く。)をいう。
 - (2) 盛土等 盛土、土地の埋立てその他の土地への土砂等の堆積を行う行為をいう。
 - (3) 崩落等 崩落、飛散及び流出をいう。
 - (4) 盛土等区域 盛土等の用に供する土地の区域をいい、当該盛土等のために設けられる通路、排水施設その 他の施設がある場合にあっては、これらの施設がある土地の区域を含む。
 - (5) 土砂等を発生させる者 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の請負人であって、その建設工事に伴って土砂等を発生させるものをいう。

(盛土等を行う者の責務)

第3条 盛土等を行う者は、盛土等を行うに当たっては、災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土地の所有者の責務)

第4条 土地の所有者は、その所有する土地において不適正な盛土等が行われないよう当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

- **第5条** 土砂等を発生させる者は、建設工事に伴う土砂等の発生を抑制するとともに、発生させた土砂等の有効 な利用の促進に努めなければならない。
- 2 土砂等を発生させる者は、発生させた土砂等による盛土等が行われる場合にあっては、当該土砂等による盛土等が適正に行われるよう盛土等を行う者に協力しなければならない。

(県の責務)

- 第6条 県は、市町村と連携して、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図るために必要な施策を推進する ものとする。
- 2 県は、市町村が盛土等に関する施策を実施しようとする場合には、情報の提供、技術的な助言その他の必要 な協力を行うものとする。

第2章 盛土等の許可等

(盛土等の許可)

- **第7条** 盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。
 - (1) 盛土等を行う土地の面積が3,000平方メートル未満である盛土等(当該盛土等を行う土地を含む一団の土地の面積が3,000平方メートル以上となるものを除く。)
 - (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が発注し、又は自ら行う盛土等
 - (3) 法令又は他の条例の規定に基づく行政庁の許可、認可その他の処分による盛土等であって規則で定めるもの
 - (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める盛土等

(盛土等区域の土地の所有者の同意)

- 第8条 前条の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、同条の許可の申請に係る盛土等区域の土地の所有者に対し、当該申請が、第10条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第8号までに掲げる事項について、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号及び第2号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。
- 2 第12条第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、同項の許可の申請に 係る盛土等区域の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項について説明を行い、その 同意を得なければならない。
- 3 第19条第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、同項の許可の申請に係る盛土等区域の土地の所有者に対し、同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。

(周辺の住民に対する周知)

第9条 申請者は、規則で定めるところにより、第7条の許可の申請に係る盛土等区域の周辺の住民に対し、当該申請に係る盛土等の施行に関する計画の概要を周知するよう努めなければならない。

(許可の申請の手続)

- **第10条** 申請者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 盛土等の目的
 - (3) 盛土等区域の位置
 - (4) 盛土等を行う土地の面積
 - (5) 盛土等に使用する土砂等の量
 - (6) 盛土等を行う期間
 - (7) 盛土等の施行を管理する者(以下「管理責任者」という。)の氏名
 - (8) 盛土等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他盛土等の施行に関する計画
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、盛土等が当該盛土等に係る盛土等区域外への搬出を目的として行われるものである場合には、申請者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 前項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項
 - (2) 年間の盛土等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(許可の基準等)

- **第11条** 知事は、第7条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると 認めるときは、同条の許可をするものとする。
 - (1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 第18条第3項又は第22条第2項の規定による必要な措置を講じていない者(イに掲げる者を除く。)
 - イ 第21条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者
 - ウ 第22条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る新潟県行政手続条例(平成7年新潟県条例第59号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)
 - エ 第22条第1項の規定により盛土等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - オ 盛土等の施行に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で 定めるもの
 - カ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等
 - キ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからカまでのいずれかに該当するもの
 - ク 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - ケ 個人で規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

- (2) 申請者が、申請に係る盛土等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有すること。
- (3) 第8条第1項の同意を得ていること。
- (4) 前条第1項第8号の計画で定める盛土等を行う土地及び土砂等の堆積の形状並びに盛土等に供する施設の構造が、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める基準を満たしていること。 (変更許可等)
- 第12条 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可(以下「変更許可」という。)を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 変更許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 変更の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前条の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第3号中「第8条第1項」とあるのは、 「第8条第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第7条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に通知しなければならない。

(許可の条件等)

- 第13条 知事は、第7条の許可及び変更許可(次項において「許可等」という。)をする場合においては、災害の発生を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。
- 2 許可等を受けた者は、前項の規定により条件が付されたときは、その内容を当該許可等に係る盛土等区域の 土地の所有者に通知しなければならない。

(管理責任者の設置)

- 第14条 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等区域ごとに、管理責任者を置かなければならない。
- 2 第7条の許可を受けた者は、管理責任者に、当該許可に係る盛土等による災害の発生の防止のために必要な施行の管理をさせなければならない。

(標識の掲示等)

- 第15条 第7条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る盛土等が行われている間、当該許可に係る盛土等区域の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
- 2 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等を行う土地について、その境界を明らかにするため、境 界標を設けなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第16条 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面を添付して知事に届け出なければならない。

(土砂等管理台帳の作成等)

- 第17条 第7条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る盛土等に使用した土砂等の量 (当該盛土等が盛土等区域外への搬出を目的として行われるものである場合にあっては、土砂等の搬入及び搬 出の量。次項において同じ。)その他規則で定める事項を記載した台帳(以下「土砂等管理台帳」という。)を作 成しなければならない
- 2 第7条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る盛土等に使用した土砂等の量を知事に報告しなければならない。

(盛土等の完了の届出等)

- **第18条** 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等を完了し、又は廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、遅滞なく、当該届出に係る盛土等が第7条の許可の内容(第13条第1項の規定により条件が付された場合にあっては、当該条件を含む。次項において同じ。)及び第11条第4号に掲げる基準に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により、第7条の許可の内容又は第11条第4号に掲げる基準に適合せず、土砂等の崩落等による

災害の発生を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け許可)

- 第19条 第7条の許可を受けた者から当該許可に係る事業を譲り受けようとする者は、盛土等区域ごとに、知事 の許可(以下「譲受け許可」という。)を受けなければならない。
- 2 譲受け許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に 提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 第7条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (3) 譲り受けようとする事業の許可年月日及び許可番号
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 第11条の規定は、譲受け許可について準用する。この場合において、同条第3号中「第8条第1項」とあるのは、「第8条第3項」と読み替えるものとする。
- 4 譲受け許可を受けて事業を譲り受けた者は、当該事業に係る第7条の許可を受けた者の地位を承継する。 (地位の承継)
- 第20条 第7条の許可を受けた者について、相続、合併又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る事業を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により第7条の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 第7条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (3) 承継した事業の許可年月日及び許可番号
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 第1項の規定により第7条の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に当該承継の事実を通知しなければならない。

(盛土等を行う者に対する命令)

- 第21条 知事は、盛土等に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該盛土等に係る第7条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて盛土等の停止を命ずることができる。
- 2 知事は、第7条、第12条第1項又は第19条第1項の規定に違反して盛土等を行った者に対し、相当の期限を 定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 知事は、第18条第3項又は次条第2項に規定する者が土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための必要な措置を講じないとき(第1項に規定する緊急の必要があると認めるときを除く。)は、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 知事は、第7条の許可を受けた者に係る盛土等が、第11条第4号に掲げる基準に適合しないと認めるとき(第 1項に規定する緊急の必要があると認めるときを除く。)は、当該許可を受けた者(前項の規定による命令を受けた者を除く。)に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて盛土等の停止を命ずることができる。 (許可の取消し等)
- **第22条** 知事は、第7条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は相当の期間を定めて当該許可に係る盛土等の停止を命ずることができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により第7条の許可、変更許可又は譲受け許可を受けたとき。
 - (2) 第11条第1号オ又はカに該当するに至ったとき。
 - (3) 第11条第1号キからケまで(同号オ又はカに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 第7条の許可を受けた日から起算して3年を経過する日までに当該許可に係る盛土等に着手しないとき。
 - (5) 正当な理由なく1年以上引き続き第7条の許可に係る盛土等を行わないとき。

- (6) 第12条第1項の規定により変更許可を受けなければならない事項を変更許可を受けないで変更したとき。
- (7) 第13条第1項の規定により付された条件に違反したとき。
- (8) 第14条から第17条までの規定に違反したとき。
- (9) 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。
- 2 前項の規定により第7条の許可の取消しを受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために 必要な措置を講じなければならない。

(関係図書の保存)

第23条 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等について、第18条第2項の規定による通知を受けた 日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から5年を経過する日まで、当該許可に係る土砂等管理台帳及 び盛土等に関してこの条例の規定に基づいて知事に提出した図書の写しを保存しなければならない。

第3章 土砂等搬入禁止区域

(土砂等搬入禁止区域の指定)

- 第24条 知事は、盛土等区域において盛土等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該盛土等区域を、6月を超えない範囲内で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域(以下「土砂等搬入禁止区域」という。)として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 4 知事は、第1項に規定する指定の期間が満了する場合において、同項に規定する指定の事由が引き続き存すると認められるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町村長の意見を聴いた上、同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。
- 5 知事は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂等搬入 禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(土砂等の搬入の禁止)

第25条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。ただし、災害の発生を防止するための必要な措置として知事が認める場合は、この限りでない。

(土砂等搬入禁止区域の解除)

- **第26条** 知事は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由がなくなったと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。
- 2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第4章 雜則

(報告の徴収等)

第27条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、盛土等を行う者、土砂等を発生させる者、盛土等区域の土地の所有者その他の関係者に対し、当該盛土等に係る施行の状況等について、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

- 第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、盛土等を行う者の事務所、事業所その他 盛土等に関係のある場所に立ち入り、土砂等管理台帳その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な 限度において土砂等を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 第24条第7項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (公表)
- 第29条 知事は、この条例の規定に基づく命令又は許可の取消し(以下この項において「命令等」という。)を行ったときは、当該命令等を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該命令等の内容を公表することができる。
- 2 知事は、第25条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者の氏名その他規則で定める事項

を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該土砂等を搬入した者にその旨を通知 し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第30条 盛土等に関し、市町村の条例によりこの条例の規定に基づく災害の発生の防止と同等以上の災害の発生 の防止の効果が図られるものと知事が認めるときは、市町村の区域における盛土等に係る災害の発生の防止に ついては、規則で定めるところにより、この条例の規定を適用しない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

- 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第7条、第12条第1項又は第19条第1項の規定に違反して、盛土等を行った者
 - (2) 偽りその他不正の手段により、第7条の許可、変更許可又は譲受け許可を受けた者
 - (3) 第21条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
- 第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第21条第3項又は第4項の規定による命令に違反した者
 - (2) 第22条第1項の規定による命令に違反した者
- 第34条 第25条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第15条第1項の規定に違反して、同項の標識を掲げない者
 - (2) 第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (3) 第17条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
 - (4) 第17条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (5) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (6) 第28条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による 質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第12条第4項又は第18条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第23条の規定に違反して、同条に規定する土砂等管理台帳又は図書の写しを保存しなかった者 (両罰規定)
- 第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 第32条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰 金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に盛土等を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月間(当該期間内に 第11条の規定に基づく不許可の処分又は第22条第1項の規定による第7条の許可の取消しの処分があったとき は、これらの処分があった日までの間)に限り、第7条の規定にかかわらず、引き続き盛土等を行うことがで きる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に ついて許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

新潟県条例第18号

新潟県附属機関設置条例等の一部を改正する条例

(新潟県附属機関設置条例の一部改正)

第1条 新潟県附属機関設置条例(昭和27年新潟県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

	Ę		正	後				Ę	<u></u>	正	į.	前	
別	表(第2条	関係)				別	表(第	92条	関係)				
	附属機関	名 称	担任	する事	務		附属	機関	名 称	担	任す	る事	務
	の属する						の属	する					
	執行機関						執行	機関					
	知 事	(略)					知	事	(略)				
		新潟県	(略)					•	新潟県	(略)			
		宅地建							宅地建				
		物取引							物取引				
		業審議							業審議				
		会							会				
									新潟県	屋外広	告物に	関する	重要事
									屋外広	項につ	いて知	事の諮	間に応
									告物審	じ、調	査審議	し、又	は必要
									議会	な事項	を知事は	こ建議	する。
		(略)						ļ	(略)	ı			
		•			•				1				

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

第2条 新潟県屋外広告物条例 (平成7年新潟県条例第65号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
(許可等の基準)	(許可等の基準)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 知事は、広告物等の表示又は設置が前項の基準	2 知事は、広告物等の表示又は設置が前項の基準
に適合しない場合においても、特にやむを得ない	に適合しない場合においても、特にやむを得ない
と認めるときは、 <u>新潟県景観審議会</u> (以下「審議	と認めるときは、 <u>新潟県屋外広告物審議会</u> (以下
会」という。)の議を経て、許可をすることができ	「審議会」という。)の議を経て、許可をすること
る。	ができる。
3 (略)	3 (略)

(新潟県景観条例の一部改正)

第3条 新潟県景観条例(令和2年新潟県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項を加える。

改 正 後		改	正	前	
第20条 (略)	第20条	(略)			
2 新潟県景観審議会は、前項に規定するもののほ					
か、新潟県屋外広告物条例(平成7年新潟県条例					
第65号)の規定によりその権限に属させられた事					
項及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議す					
<u>る。</u>					
<u>3</u> (略)	2 (略)			
<u>4</u> (略)	3 (略)			
<u>5</u> (略)	<u>4</u> (略)			

号 外 1 新 潟 県 報 令和4年3月29	י אל נ	報 令和4年3月29日	可不取	/7119
------------------------	-------------------	-------------	-----	-------

6	(略)	5	(略)
7	(略)	6	(略)

附則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

新潟県条例第19号

新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例 新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	正	後	Z Z			改	正	育	ίj
別	表(第2条関係)				別	表(第2条関係)			
	手数料を納めな	名	称	手数料の額		手数	対を納めな	名	称	手数料の額
	ければならない					けわ	ばならない			
	者					者				
	(略)					(略	子)			
	2 法第16条第	宅地建筑	物取引士	1 件につき		2	法第16条第	宅地建物	勿取引士	1件につき
	1項の規定に	資格試験	験手数料	8,200円		1	項の規定に	資格試験) 美手数料	7,000円
	よる宅地建物					ょ	る宅地建物			
	取引士資格試					取	双引士資格試			
	験を受けよう					騎	きを受けよう			
	とする者					کے	:する者			
	(略)					(略	()			

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第20号

手数料の納入義務者の利便性の向上を図るための関係条例の整備に関する条例

第1条 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例(昭和31年新潟県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

第3条 手数料は、条例で定める証紙により納入しなければならない。 │第3条 手数料は、条例で定める証紙により納入しなければならない。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

(新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部改正)

ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

る指定納付受託者に対する納付の委託をする手数料

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

(1) 前条第2項の手数料

(新潟県立学校条例の一部改正)

(入学考査料)

第2条 (略)

2 (略)

正

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定によ

正

ない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2

の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについて

第2条 新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正する。

前

前

ただし、前条第2項の手数料については、この限りでない。

正

改

(入学考查料)

第2条 (略)

2 (略)

ない。

3 前2項の入学考査料は、条例で定める証紙により納めなければなら │3 前2項の入学考査料は、条例で定める証紙により納めなければなら

は、この限りでない。_	
4 (略)	4 (略)
(証明事務手数料)	(証明事務手数料)
第3条の5 (略)	第3条の5 (略)
2 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。	2 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に	
対する納付の委託をするものについては、この限りでない。	
3 (略)	3 (略)

(新潟県立職業能力開発校条例の一部改正)

第3条 新潟県立職業能力開発校条例(昭和44年新潟県条例第37号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(入校考査料)	(入校考查料)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 前項の入校考査料は、条例で定める証紙により納めなければならな	2 前項の入校考査料は、条例で定める証紙により納めなければならな
い。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の	V`.
規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについて	
<u>は、この限りでない。</u>	
3 (略)	3 (略)
(証明事務手数料)	(証明事務手数料)

第19条 (略)	第19条 (略)
2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納	
付の委託をするものについては、この限りでない。	
3 (略)	3 (略)

(新潟県公害紛争処理条例の一部改正)

第4条 新潟県公害紛争処理条例(昭和45年新潟県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指	
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで	
<u>ない。</u>	
4・5 (略)	4・5 (略)

(新潟県旅館業法施行条例の一部改正)

第5条 新潟県旅館業法施行条例(昭和45年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。

	改	正	後		改	正	前	
(手数料)				(手数料)				

第12条 (略)	第12条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	4 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指	
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで	
<u>ない。</u>	
5 (略)	5 (略)

(新潟県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例の一部改正)

第6条 新潟県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例(昭和47年新潟県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改	正	前
(納入方法)	(納え	(方法)			
第3条 手数料は、条例で定める証紙により納付しなければならない。	第3条	手数料は、	条例で定め	る証紙に。	より納付しなければならない。
ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定					
による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、こ					
の限りでない。_					

(新潟県建築基準条例の一部改正)

第7条 新潟県建築基準条例(昭和47年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

		改	正	後					改	正	前	
(手数	枚料の納入)						(手数	枚料の納入)				
第29条	手数料は、	条例で定める	る証紙によ	り納めフ	よければなられ	ない。 <u>た</u>	第29条	手数料は、	条例で定	める証紙によ	り納めなければ	ばならない。

だし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対 する納付の委託をするものについては、この限りでない。 2 (略) 2 (略)

(新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部改正)

第8条 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例(昭和48年新潟県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(徴収方法)	(徴収方法)
第3条 手数料は、条例で定める証紙により徴収する。ただし、地方自	第3条 手数料は、条例で定める証紙により徴収する。
治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の2の規定による指定納付	
受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。	

(新潟県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準等に関する条例の一部改正)

第9条 新潟県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準等に関する条例(昭和51年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指	
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで	
<u>たい。</u>	

4 (略)

4 (略)

(新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和52年新潟県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前					
(手数料)	(手数料)					
第19条 (略)	第19条 (略)					
2 知事は、天災その他特別の事由により特に必要があると認める場合	2 知事は、天災その他特別の事由により特に必要があると認める場合					
は、手数料の全部又は一部を免除することができる。	は、前項に掲げる手数料の全部又は一部を免除することができる。					
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、						
地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指						
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで						
<u>ない。</u>						

(新潟県農業大学校条例の一部改正)

第11条 新潟県農業大学校条例(昭和58年新潟県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前						
(入校考査料)	(入校考查料)						
第6条の2 (略)	第6条の2 (略)						
2 前項の入校考査料は、条例で定める証紙により納めなければならな	2 前項の入校考査料は、条例で定める証紙により納めなければならな						
い。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の	٧٠٠ _°						

ហ

規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについて は、この限りでない。 3 (略) 3 (略) (証明事務手数料) (証明事務手数料) 第9条の2 (略) 第9条の2 (略) 2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納 付の委託をするものについては、この限りでない。 3 (略) 3 (略)

(建築士法の特例等に関する条例の一部改正)

第12条 建築士法の特例等に関する条例(昭和59年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た	第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た
だし、次に掲げるものについては、この限りでない。	だし、前条第1項から第4項までの規定により指定登録機関等に納め
	<u>るものにあつては</u> 、この限りでない。
(1) 前条第1項から第4項までの規定により指定登録機関等に納める	
<u>\$0</u>	
(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定によ	

る指定納付受託者に対する納付の委託をするもの

(新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例の一部改正)

第13条 新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例(昭和59年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)
第8条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 <u>た</u>	第8条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
だし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定に	
よる指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この	
限りでない。_	

(新潟県化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第14条 新潟県化製場等に関する法律施行条例(昭和59年新潟県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)
第10条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 <u>た</u>	第10条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
だし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定に	
よる指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この	
限りでない。_	

(新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第15条 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後			改	正	前	
(手数料)	(手数	料)				
第16条 (略)	第16条	(略)				
2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、						
地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指						
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで						
<u>ない。</u>						

(新潟県家畜商法関係手数料条例の一部改正)

第16条 新潟県家畜商法関係手数料条例(昭和62年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)
第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 <u>た</u>	第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
だし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定に	
よる指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この	
限りでない。	

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

第17条 新潟県屋外広告物条例(平成7年新潟県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が 引かれた項(以下この条において「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない 場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(講習会)	(講習会)
第30条 (略)	第30条 (略)
$2\sim4$ (略)	2~4 (略)
5 講習会を受講しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当	5 講習会を受講しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当
該各号に定める額の受講手数料を納めなければならない。	該各号に定める額の受講手数料を <u>、条例で定める証紙により</u> 納めなけ
	ればならない。
(1) · (2) (略)	(1) • (2) (略)
6 前項の受講手数料は、条例で定める証紙により納めなければならな	
い。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の	
規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについて	
は、この限りでない。	
<u>7</u> (略)	<u>6</u> (略)
(業務主任者の選任)	(業務主任者の選任)
第31条 屋外広告業者は、第29条の2第1項第2号の営業所ごとに、次	第31条 屋外広告業者は、第29条の2第1項第2号の営業所ごとに、次
に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わ	に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わ
せなければならない。	せなければならない。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)

- (3) 他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若し くは同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の課程を修了し た者
- (4) (略)
- 2 (略)

(手数料)

- **第34条** この条例の規定による許可又は確認(これらの期間の更新を含|**第34条** この条例の規定による許可又は確認(これらの期間の更新を含 む。以下この項において同じ。)を受けようとする者は、別表に掲げる 手数料を納めなければならない。ただし、政治資金規正法第6条第1 項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために貼り紙、貼 り札等、広告旗及び立看板等を表示し、又は設置するために許可又は 確認を受けようとする場合は、当該手数料を納めることを要しない。
- 2 次条第3号に規定する許可を受けようとする者及び広告物等の表示 | 又は設置が第14条第1項の基準に適合しない場合において同条第2項 の規定により審議会の議を経て許可を受けようとする者は、前項の手 数料のほか、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定 める額の手数料を納めなければならない。
- (1) 貼り紙又は貼り札等 1枚につき5,125円
- (2) (3) (略)
- 3 第29条第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による更新の│3 第29条第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による更新の

- (3) 他の都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19 第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う 講習会の課程を修了した者
- (4) (略)
- 2 (略)

(手数料)

- む。以下この項において同じ。)を受けようとする者は、別表に掲げる 手数料を、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政 治活動のためにはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等を表示し、又 は設置するために許可又は確認を受けようとする場合は、当該手数料 を納めることを要しない。
- 2 次条第3号に規定する許可を受けようとする者及び広告物等の表示 又は設置が第14条第1項の基準に適合しない場合において同条第2項 の規定により審議会の議を経て許可を受けようとする者は、前項の手 数料のほか、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定 める額の手数料を納めなければならない。
 - (1) はり紙又ははり札等 1枚につき5,125円
- (2) (3) (略)

登録を受けようとする者は、1万円の手数料を納めなければならない。 | 登録を受けようとする者は、1万円の手数料を、条例で定める証紙に

4 前3項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に 対する納付の委託をするものについては、この限りでない。

より納めなければならない。

(事務処理の特例)

表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理 することとする。

(略)

(事務処理の特例)

第37条の3 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の | 第37条の3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1 項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右 欄に掲げる市町村が処理することとする。

の規定により指定研修実施機関に納めるものにあっては、この限りで

(略)

(新潟県介護保険法関係手数料条例の一部改正)

第18条 新潟県介護保険法関係手数料条例(平成10年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)
第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た	第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た
だし、次に掲げるものについては、この限りでない。	だし、別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作
	成事務手数料及び同表21の項に規定する手数料並びに第2条の2第1
	項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第2条の3第1項

	ない。
(1) 別表 1 の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成	
事務手数料	
(2) 別表21の項に規定する手数料	
(3) 第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納める手数料	
(4) 第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納める手数料	
(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定によ	
る指定納付受託者に対する納付の委託をする手数料	

(新潟県食品衛生法施行条例の一部改正)

第19条 新潟県食品衛生法施行条例(平成11年新潟県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以 下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場 合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第8条 (略)	第8条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。	3 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定	
による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、こ	
<u>の限りでない。</u>	
4 (略)	4 (略)

(新潟県理容師法施行条例の一部改正)

第20条 新潟県理容師法施行条例(平成11年新潟県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指	
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで	
<u>ない。</u>	
4 (略)	4 (略)

(新潟県クリーニング業法施行条例の一部改正)

第21条 新潟県クリーニング業法施行条例(平成11年新潟県条例第56号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指	
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで	
<u>たい。</u>	

4 (略) 4 (略)

(新潟県美容師法施行条例の一部改正)

第22条 新潟県美容師法施行条例(平成11年新潟県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指	
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで	
<u>ない。</u>	
4 (略)	4 (略)

(新潟県手数料条例の一部改正)

第23条 新潟県手数料条例(平成12年新潟県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改正後	改 正 前
(納入方法)	(納入方法)
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た	第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た
だし、 <u>次に掲げるもの</u> については、この限りでない。	だし、別表第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで
	及び第8号の表に掲げる手数料については、この限りでない。

- (1) 別表第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げるもの
- (2) 地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの

(新潟県消防法関係手数料条例の一部改正)

第24条 新潟県消防法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)
第6条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た	第6条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た
だし、 <u>次に掲げるものについては</u> 、この限りでない。	だし、第3条第1項又は前条第1項の規定により、試験の実施に関す
	<u>る事務を行わせることとした者に納めるものにあっては</u> 、この限りで
	ない。
(1) 第3条第1項又は第4条第1項の規定により、試験の実施に関す	
る事務を行わせることとした者に納めるもの	
(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定によ	
<u>る指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u>	

(新潟県火薬類取締法関係手数料条例の一部改正)

第25条 新潟県火薬類取締法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た	第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た
だし、 <u>次に掲げるものについては</u> 、この限りでない。	だし、第3条第1項の規定により指定試験機関に納めるものにあって
	<u>は</u> 、この限りでない。
(1) 第3条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの	
(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定によ	
<u>る指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u>	

(新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正)

第26条 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 前
(手数料の納入方法)
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た
だし、 <u>第3条第1項の規定により協会又は指定試験機関に納めるもの</u>
<u>にあっては</u> 、この限りでない。

(新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第27条 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例 (平成12年新潟県条例第15号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 前
(手数料の納入方法)
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た
だし、前条第1項の規定により協会又は指定試験機関に納めるものに
<u>あっては</u> 、この限りでない。

(新潟県大麻取締法施行条例の一部改正)

第28条 新潟県大麻取締法施行条例(平成12年新潟県条例第20号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指	
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで	
<u>/\$\\\.</u>	

4 (略) 4 (略)

(新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

第29条 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例(平成12年新潟県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の2の規定による指	
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで	
<u>*************************************</u>	
4 (略)	4 (略)
(事務処理の特例)	(事務処理の特例)
第10条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この	第10条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の17の2第1項の
条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、	規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規
次に掲げるものは、新潟市が処理することとする。	則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、新潟市が処理することと
	する。
$(1) \sim (6)$ (略)	(1)~(6) (略)

(新潟県覚醒剤取締法施行条例の一部改正)

第30条 新潟県覚醒剤取締法施行条例(平成12年新潟県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第5条 (略)	第5条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	4 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の2の規定による指	
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで	
<u>*************************************</u>	
5 (略)	5 (略)
(事務処理の特例)	(事務処理の特例)
第6条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法	第6条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の17の2第1項の
の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出する	規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類
ものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。	であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市
	が処理することとする。

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第31条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成12年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

Ī	改 正	後		改	正	前	
(手数料)			(手数料)				
第9条 (略)			第9条 (略	\$)			

2 (略)	2 (略)
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指	
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで	
<u>tsv.</u>	
4 (略)	4 (略)
(事務処理の特例)	(事務処理の特例)
第10条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この	第10条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の17の2第1項の
条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務(法第24	規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規
条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。)	則に基づく事務(法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの
に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務	許可に係る事務を除く。)に係る書類であって知事に提出するものの受
は、新潟市が処理することとする。	理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。

(新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

第32条 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(平成12年新潟県条例第24号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指 定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで ない。

4 (略)

(事務処理の特例)

第3条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法 | 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(専ら動物 のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医 療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。)は、新潟市が処理する こととする。

(1) \sim (36) (略)

4 (略)

(事務処理の特例)

規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次 に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされている 医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。) は、新潟市が処理することとする。

(1) \sim (36) (略)

(新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部改正)

第33条 新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た	第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た
だし、 <u>次に掲げるものについては</u> 、この限りでない。	だし、第3条第1項の規定により協会に納めるものにあっては、この
	限りでない。
(1) 第3条第1項の規定により協会に納めるもの	

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定によ る指定納付受託者に対する納付の委託をするもの

(新潟県建設業法関係手数料条例の一部改正)

第34条 新潟県建設業法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)
第4条 別表1の項、2の項及び6の項から8の項までに規定する手数	第4条 別表1の項、2の項及び6の項から8の項までに規定する手数
料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方	料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納	
付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。	

(新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部改正)

第35条 新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)
第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た	第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た
だし、 <u>次に掲げるものについては</u> 、この限りでない。	だし、前条第1項の規定により指定試験機関に納めるものにあっては、
	この限りでない。
(1) 前条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの	
(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定によ	

る指定納付受託者に対する納付の委託をするもの

(新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部改正)

第36条 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例(平成12年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)
第13条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た	第13条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た
だし、次の各号に掲げるものにあっては、この限りでない。	だし、次の各号に掲げるものにあっては、この限りでない。
(1)~(4) (略)	$(1) \sim (4)$ (略)
(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定によ	
る指定納付受託者に対する納付の委託をする手数料	

(新潟県高齢者の居住の安定確保に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第37条 新潟県高齢者の居住の安定確保に関する法律関係手数料条例(平成13年新潟県条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)
第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た	第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た
だし、 <u>次に掲げるものについては</u> 、この限りでない。	だし、前条第1項の規定により指定登録機関に納める場合にあっては、
	この限りでない。
(1) 前条第1項の規定により指定登録機関に納めるもの	
(2) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の2の規定によ	

る指定納付受託者に対する納付の委託をするもの

(新潟県計量法関係手数料条例の一部改正)

第38条 新潟県計量法関係手数料条例(平成17年新潟県条例第102号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た	第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た
だし、 <u>次に掲げるものについては</u> 、この限りでない。	だし、第3条第1項の規定により指定定期検査機関に納めるものにあ
	<u>っては</u> 、この限りでない。
(1) 第3条第1項の規定により指定定期検査機関に納めるもの	
(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定によ	
<u>る指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u>	

(新潟県県税条例の一部改正)

第39条 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(納税証明書の交付等)	(納税証明書の交付等)
第15条 (略)	第15条 (略)
$2\sim4$ (略)	2~4 (略)
5 第3項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。	

ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定 による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、こ の限りでない。

(所得割の税率)

第17条 所得割の税率は、100分の4(所得割の納税義務者が地方自治 │第17条 所得割の税率は、100分の4(所得割の納税義務者が地方自治 法第252条の19第1項の市の区域内に住所を有する場合には、100分の 2) とする。

(免税軽油使用者証の交付手数料等)

第56条の10 (略)

2 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に 対する納付の委託をするものについては、この限りでない。

附則

(軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油使用者証の交付手数料 築)

第19条の2 (略)

2 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に (所得割の税率)

法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市の区域内に住所を 有する場合には、100分の2)とする。

(免税軽油使用者証の交付手数料等)

第56条の10 (略)

附則

(軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油使用者証の交付手数料 等)

第19条の2 (略)

対する納付の委託をするものについては、この限りでない。

(新潟県プール条例の一部改正)

第40条 新潟県プール条例 (平成18年新潟県条例第66号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第13条 (略)	第13条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の2の規定による指	
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで	
<u>ない。</u>	
4 (略)	4 (略)

(新潟県行政不服審査法施行条例の一部改正)

第41条 新潟県行政不服審査法施行条例(平成28年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(提出書類等の交付手数料)	(提出書類等の交付手数料)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指	
定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで	

<u>ない。</u> 3 (略)	3 (略)
(提出資料の交付手数料)	(提出資料の交付手数料)
第13条 (略)	第13条 (略)
2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納	
付の委託をするものについては、この限りでない。	
3 (略)	3 (略)

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第21号

新潟県農林水産物のブランド化推進に関する条例

食は、私たちにとって欠かすことができない生命の源である。本県は、これまで多くの先人たちの英知とたゆまぬ努力により、米を中心とした食料供給基地として発展してきた。同時に、県内には良質でおいしい食材が多数存在し、四季折々に多彩な旬の味覚を楽しむことができる県民は、その恩恵を享受してきた。

豊かな自然に加え、生産者の創造性と努力によって生み出されてきた本県の農林水産物は、本県の貴重な資源であり、高品質かつ安全・安心の視点から価値や競争力の向上、消費者視点から選ばれ続ける商品づくりを進めるとともに、社会の変化を踏まえて、県内はもとより、県外、そして海外に向けて販路を拡大していくことは、付加価値の高い持続可能な農林水産業を実現していく上で重要な取組である。

ここに、私たちは、魅力ある農林水産物の提供を通じて、消費者の信頼と共感を獲得することで、本県の農林 水産業を継続的に発展させ、地域経済を活性化し、併せて本県全体の魅力の向上を図るため、県、市町村、生産 者、関係団体及び事業者が一丸となって、県民の理解と協力の下、新潟県産の農林水産物のブランド化を推進す ることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、新潟県産の農林水産物(以下「県産農林水産物」という。)のブランド化に関し、基本理念を定め、県の責務並びに生産者、関係団体及び事業者の役割等を明らかにするとともに、県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本県における農林水産業の持続的な発展を図り、地域経済の活性化はもとより、県民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「ブランド化」とは、農林水産物の持つ有意な差異を生かし、当該農林水産物の価値を高め、消費者の信頼を確保し、及び共感を得ることを目指すことをいう。
- 2 この条例において「ブランド品目」とは、ブランド化の推進の対象となる農林水産物をいう。
- 3 この条例において「生産者」とは、ブランド品目を生産する農林漁業者及びその組織する団体をいう。
- 4 この条例において「関係団体」とは、農業協同組合、漁業協同組合その他のブランド品目に関連する農林漁業団体をいう。
- 5 この条例において「事業者」とは、ブランド品目に係る製造、加工、流通、販売その他の事業活動を行う者 をいう。

(基本理念)

- 第3条 県産農林水産物のブランド化の推進は、県、市町村、生産者、関係団体及び事業者の連携並びに県民の 理解と協力の下に、次に掲げる事項を基本として、行われなければならない。
 - (1) 市場の動向を踏まえた高品質かつ安全で安心なブランド品目の生産、流通、販売等により消費者の信頼を確保すること。
 - (2) 本県固有の気候風土、伝統文化、技術その他の特性及び優位性を積極的に活用すること。
 - (3) 農林水産業の成長産業化及び地域経済の発展に寄与すること。
 - (4) 本県の魅力の向上に寄与すること。

(県の責務)

- 第4条 県は、第3条に定める基本理念 (以下「基本理念」という。)にのっとり、県産農林水産物のブランド化 の推進に関する基本的な方針 (以下「ブランド化推進基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 県は、ブランド化推進基本方針に基づき、県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村が地域の実情に応じて実施する県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策への必要な支援及び市町村が実施する広域的な県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策の総合調整に努めるものとする。

(生産者の役割)

- **第6条** 生産者は、基本理念にのっとり、積極的かつ継続的にブランド品目を生産するとともに、その品質の向上、生産の拡大等に取り組むよう努めるものとする。
- 2 生産者は、県及び市町村が実施する県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策に協力するよう努める ものとする。

(関係団体の役割)

- 第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、ブランド品目の生産の振興及び県産農林水産物のブランド化の推進 に積極的かつ継続的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 関係団体は、県及び市町村が実施する県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、ブランド品目の積極的な利用、消費の 拡大及び付加価値の創出に努めるものとする。
- 2 事業者は、県及び市町村が実施する県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策に協力するよう努める ものとする。

(県民の協力)

第9条 県民は、県産農林水産物のブランド化の推進について理解を深め、ブランド品目の消費の拡大、魅力に関する情報の発信等に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、県産農林水産物のブランド化を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(ブランド化推進基本方針)

- 第11条 ブランド化推進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) ブランド品目の生産の振興に関すること。
 - (2) ブランド品目の優良な種苗等(種子、苗、種畜その他の動植物の繁殖の用に供されるものをいう。)の確保 に関すること。
 - (3) ブランド化に資する県産農林水産物の育成及び技術開発に関すること。
 - (4) ブランド品目に係る知的財産の保護に関すること。
 - (5) ブランド品目に係る商品の開発及び販路の開拓に関すること。
 - (6) ブランド品目に係る情報の発信に関すること。
 - (7) ブランド化の推進及びブランド品目に対する県民の理解の促進並びに気運の醸成に関すること。
- 2 県は、ブランド化推進基本方針を定めるに当たって、有識者の意見を聴くものとする。

(県推進ブランド品目)

- 第12条 県は、第4条第2項の施策を講ずるに当たって、ブランド品目のうち、県産農林水産物全体の付加価値 を高める牽引役として、県がブランド化を推進する品目(以下「県推進ブランド品目」という。)を定めるもの とする。
- 2 県は、県推進ブランド品目を定めるに当たって、有識者の意見を聴くものとする。
- 3 県は、県産農林水産物の需要を喚起するため、市町村、生産者、関係団体及び事業者と連携し、県推進ブランド品目に係る商品の開発、国内外への多様な販路の開拓及び魅力に関する情報の発信その他必要な施策を戦略的に推進するものとする。

(ブランド品目の生産に係る技術)

第13条 県、市町村、生産者及び関係団体は、県産農林水産物のブランド化を推進するため、相互に協力して、 ブランド品目の生産に係る技術の向上及び継承に努めるものとする。

(連携協力体制の整備)

- 第14条 県は、県産農林水産物のブランド化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、生産者、関係団体、事業者、有識者等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。
- 2 県は、生産者、関係団体及び事業者に対し、県産農林水産物のブランド化の推進について必要な助言、指導 その他の支援を行うものとする。

(公表)

第15条 知事は、毎年度、県産農林水産物のブランド化の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表する ものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な

措置を講ずるものとする。

新潟県条例第22号

新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟県議会委員会条例(昭和31年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
第1条 県議会に常任委員会を置き、その名称、委	第1条 県議会に常任委員会を置き、その名称、委
員の定数及びその所管は次のとおりとする。	員の定数及びその所管は次のとおりとする。
(1) 総務文教委員会 13人	(1) 総務文教委員会 13人
ア〜ウ (略)	ア~ウ (略)
エ 総務部の所管及びこれに関連する各種の事	エ 総務管理部の所管及びこれに関連する各種
項	の事項
オ~コ (略)	オ~コ (略)
(2) 厚生環境委員会 13人	(2) 厚生環境委員会 13人
ア 環境局の所管及びこれに関連する各種の事	ア 県民生活・環境部の所管及びこれに関連す
項	る各種の事項
イ~エ (略)	イ~エ (略)
(3) 産業経済委員会 13人	(3) 産業経済委員会 13人
ア (略)	ア (略)
イ 観光文化スポーツ部の所管及びこれに関連	イ 観光局の所管及びこれに関連する各種の事
する各種の事項	項
ウ~才 (略)	ウ~オ (略)
(4) (略)	(4) (略)
2 (略)	2 (略)

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県条例第23号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例(平成12年新潟県条例第51号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中 号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、 移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応す る同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には 当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削

後 前

(道路交通法関係手数料)

第8条 (略)

 $2\sim4$ (略)

- 5 法第108条の2第2項の規定による講習を受け ようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に 応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなけ ればならない。
 - (1) (略)
 - (2) 令第37条の6の2第1号に規定する講習 件につき6,450円(法第71条の5第3項に規定 する普通自動車対応免許(以下この号において 「普通自動車対応免許」という。)を受けている 者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに 掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適 用を受ける者に限る。)又は第1種運転免許若し くは第2種運転免許であって普通自動車対応免 許以外のもののみを受けている者に対する講習 にあっては、2,900円)

6 法第104条の4第6項(法第105条第2項におい て準用する場合を含む。)の規定による運転経歴証 (道路交通法関係手数料)

第8条 (略)

 $2\sim4$ (略)

- 5 法第108条の2第2項の規定による講習を受け ようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に 応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなけ ればならない。
 - (1) (略)
 - (2) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動 車及び原動機付自転車の運転に影響を及ぼして いると認められるかどうかの確認並びにその結 果に基づく指導を行う講習 1件につき2,650 円
 - (3) 令第37条の6の2第1号に規定する講習(更 新期間が満了する日における年齢が70歳以上75 歳未満の者に対するものに限る。) 1件につき 5,100円(加齢に伴って生ずる身体の機能の低 下が自動車及び原動機付自転車の運転に影響を 及ぼしていないと認められる者に対する講習<u>(次</u> 号において「簡易講習」という。)にあっては、 1,800円)
 - (4) 令第37条の6の2第1号に規定する講習(更 新期間が満了する日における年齢が75歳以上の 者に対するものに限る。) 次のア又はイに掲げ る受講者の区分に応じそれぞれア又はイに定め る額
 - ア 法第101条の4第2項の規定により受けた 認知機能検査の結果について道路交通法施行 規則(昭和35年総理府令第60号。以下この条 において「府令」という。)第29条の3第1項 の式により算出した数値が76以上である者 1件につき5,100円(簡易講習にあっては、 1,800円)
 - イ ア以外の者 1件につき7,950円
- 6 法第104条の4第6項(法第105条第2項におい て準用する場合を含む。)の規定による運転経歴証

明書の交付を受けようとする者又は<u>道路交通法施</u> 行規則(昭和35年総理府令第60号) 第30条の13第 1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請 をしようとする者は、1件につき1,100円の手数 料を納めなければならない。

7 法第108条の4第1項の規定により公安委員会が同項各号に掲げる講習を行わせることとした指定講習機関が行う講習を受けようとする者は、法第112条第1項第12号の講習手数料(法第108条の2第1項第2号、第10号又は第14号に掲げる講習に係るものに限る。)を当該指定講習機関に納めなければならない。

8 (略)

9 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けようとする者は、1件につき1,450円(自動車安全運転センターが実施する研修等であって公安委員会が認めるものを終了した者に対する講習にあっては、1,200円)の手数料を納めなければならない。

附則

この条例は、令和4年5月13日から施行する。

明書の交付を受けようとする者又は<u>府令</u>第30条の 13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の 申請をしようとする者は、1件につき1,100円の 手数料を納めなければならない。

7 法第108条の4第1項の規定により公安委員会が同項各号に掲げる講習を行わせることとした指定講習機関が行う講習を受けようとする者は、法第112条第1項第12号の講習手数料(法第108条の2第1項第2号又は第10号に掲げる講習に係るものに限る。)を当該指定講習機関に納めなければならない。

8 (略)

9 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けようとする者は、1件につき1,400円(自動車安全運転センターが実施する研修等であって公安委員会が認めるものを終了した者に対する講習にあっては、800円)の手数料を納めなければならない。